

**みんなで守り育て、次世代に継承する  
自然豊かなふるさと 八幡平市**

# 八幡平市環境基本計画

平成 24 年 3 月

# 目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 市の環境の現状と課題	
1 市の概況	3
2 環境の現状と課題	8
第3章 望ましい環境像と基本目標	
1 望ましい環境像	11
2 基本目標	12
第4章 施策の展開と役割	
1 施策の対象とする環境の範囲	13
2 施策の方向と市・市民・事業者の役割	14
基本目標-1 自然共生型まちづくり (豊かな自然環境と名水があるまち)	14
(1) 生物環境	
(2) 水辺環境	
基本目標-2 安全・安心な循環型まちづくり (おいしい空気と清流が身近にあるまち)	20
(1) 大気・騒音・振動	
(2) 水質	
(3) 土壌	
(4) 廃棄物	
基本目標-3 快適で活力のあるまちづくり (美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち)	31
(1) 公園・緑地	
(2) 景観	
(3) 歴史的・文化的環境	
基本目標-4 低炭素型まちづくり (自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市)	38
(1) 省エネルギー	
(2) 森林保全	
(3) 自然エネルギー	
基本目標-5 協働・参加型まちづくり (環境保全活動が活発なまち)	45
(1) 環境保全活動・環境教育	
第5章 計画の推進	
1 推進体制	48
2 進行管理	49

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年9月1日に西根町、松尾村、安代町が合併したことにより誕生し、市の将来像「農と輝の大地」の創出に向けたまちづくりが行われています。

平成22年には「八幡平市環境基本条例」が制定され、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「八幡平市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を策定するものです。

環境基本計画は、市の環境施策の指針となるものであり、「八幡平市環境基本条例」で定める基本理念の具現化に向け、市民・事業者・民間団体・行政の協働のもとに、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 八幡平市環境基本条例（抜粋）

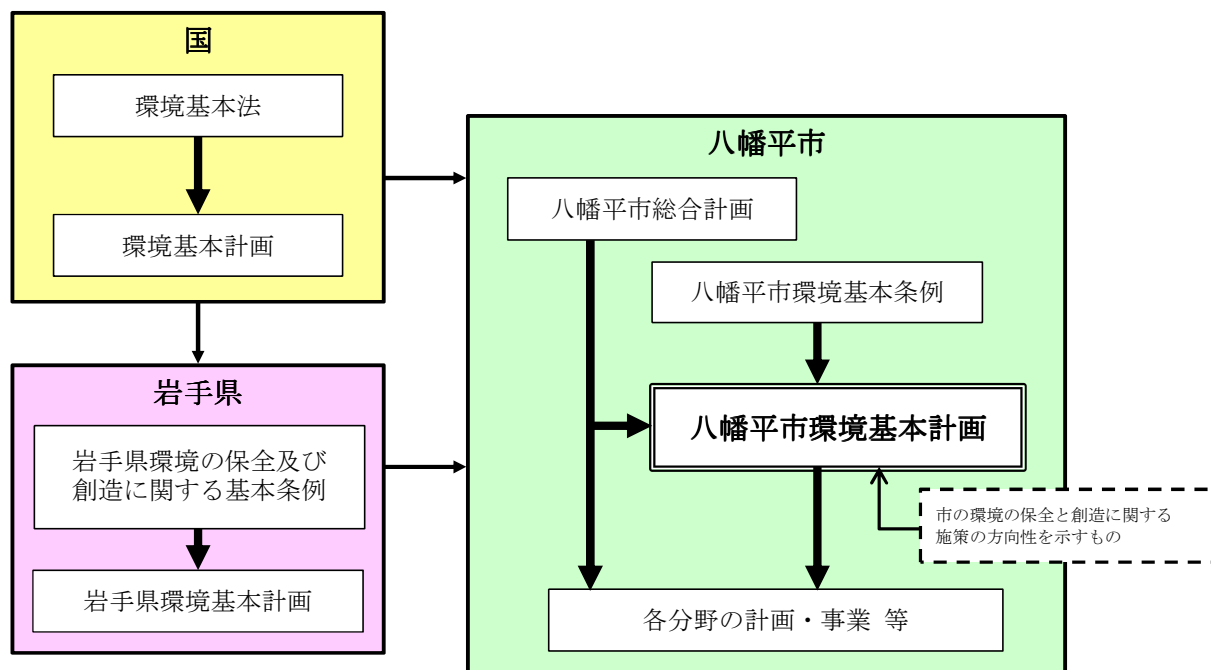
（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない健全な経済が持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に積極的かつ継続的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的かつ継続的に行われなければならない。

## 2 計画の位置づけ

環境基本計画は、国や県の環境基本計画や八幡平市総合計画等に基づき、環境の保全及び創造に関連する各分野の計画等と連携を図り、本市における環境行政を総合的に推進するものです。

各分野の計画において、環境に関連する施策・事業を定める場合には、この環境基本計画との整合を図ることが必要となります。



## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、計画の目標年度は、計画の期間の最終年度に当たる平成 33 年度（2021 年度）とします。

なお、計画の進捗状況の把握と点検を毎年行い、市総合計画後期基本計画の最終年度である平成 27 年度に中間検証を実施します。また、必要に応じて計画を見直します。

計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度

中間検証：平成 27 年度

## 第2章 市の環境の現状と課題

### 1 市の概況

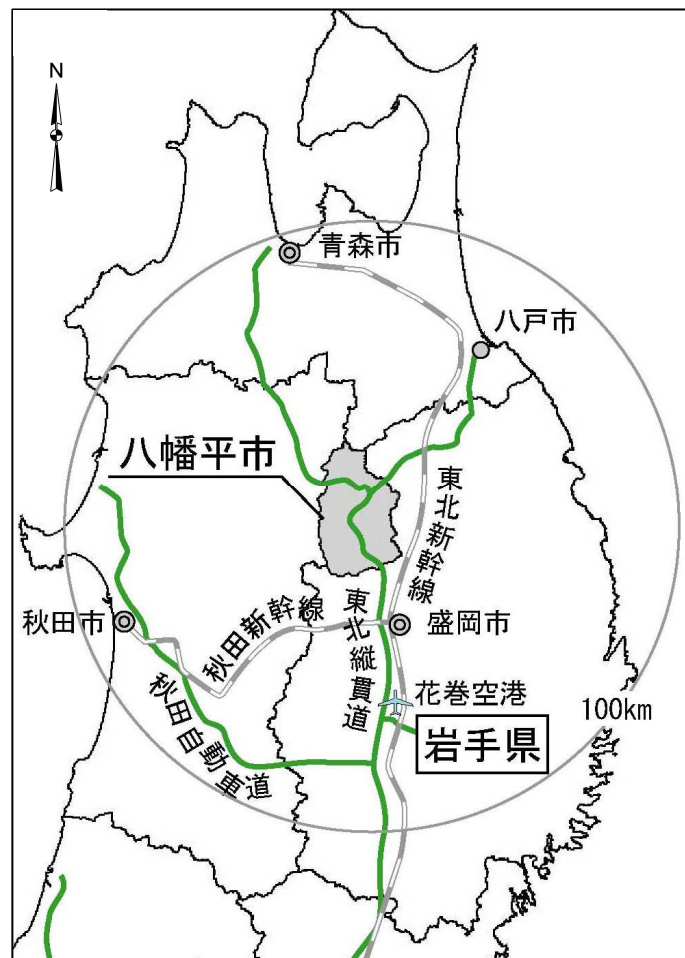
#### (1) 自然特性

##### ① 位置

本市は、岩手県の北西部に位置し、市域は東西約 25km、南北約 45km の広大な面積 (862.25km<sup>2</sup>) を有しています。西は秋田県、北は青森県とそれぞれ接しており、県内では県庁所在地である盛岡市をはじめ、二戸市、一戸町、岩手町、滝沢村、雫石町と隣接しています。この位置関係から、市内を東北自動車道・八戸自動車道と国道 282 号、JR 花輪線が縦貫しているほか、主要地方道や一般県道があり、交通基盤が整備されています。

地勢は、南端に岩手山がそびえ、西部地域は十和田八幡平国立公園をはじめとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、東部には七時雨山が位置しており、市内を通る松川と赤川に挟まれた西根地域の市街地周辺を除いて、ほとんどが山間地域となっています。

図1 八幡平市の位置



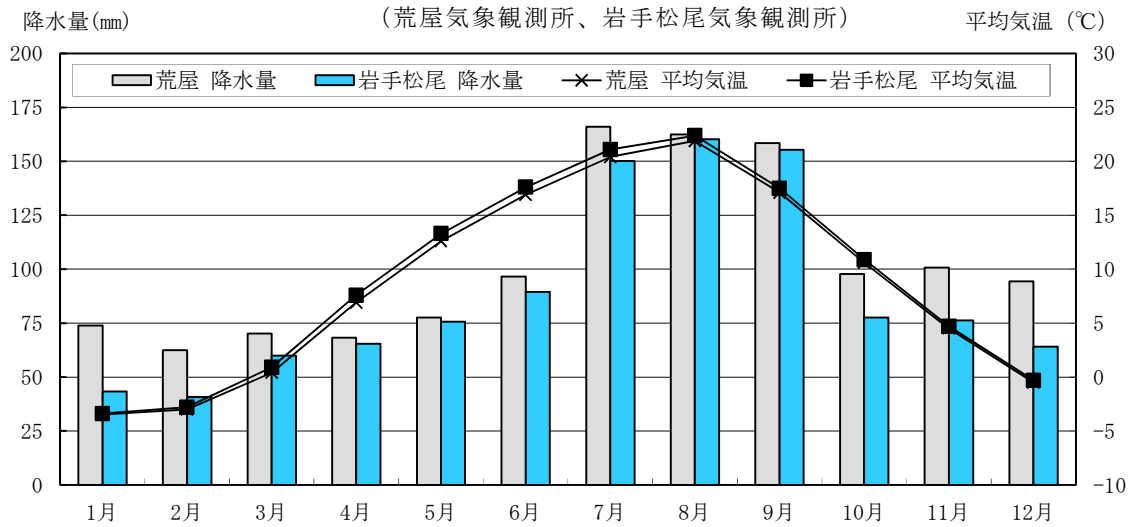
## ② 気象

気候は、平均気温が8月に最も高く約22℃、1月に最も低く約-3℃を示しており、夏冬の寒暖の差が大きい地域です。

降水量は7月～9月が他の月に比べ多く、また、荒屋では冬季の降雪量が岩手松尾に比べ多くなっています。

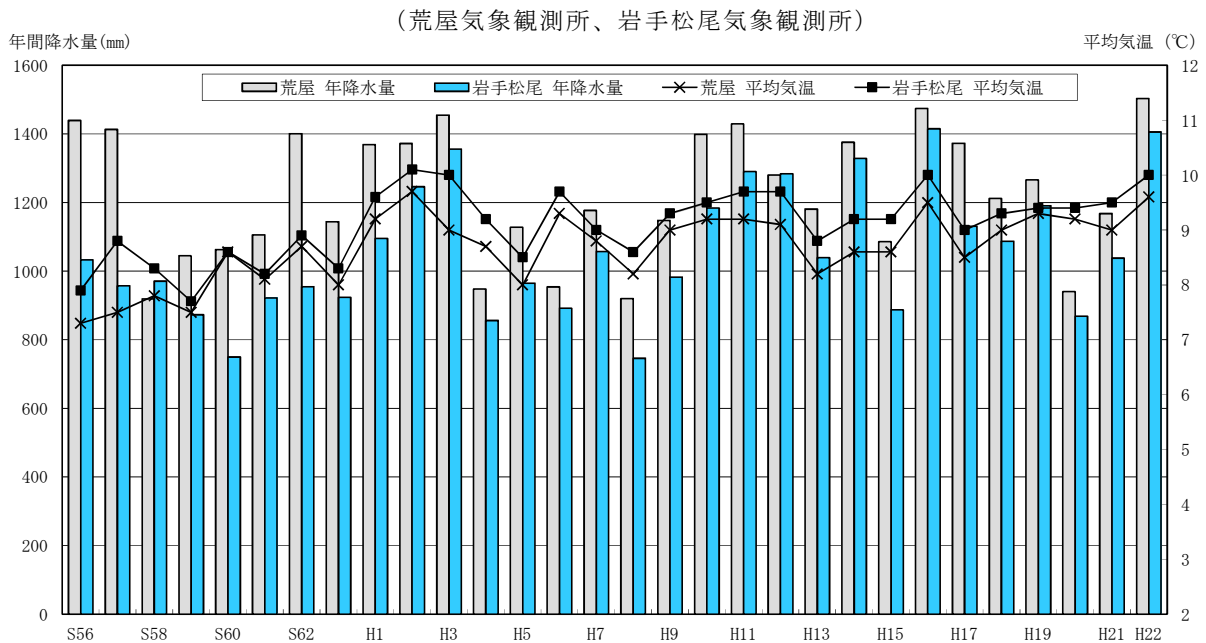
過去30年の気象データの推移を見ると、昭和56年と平成22年で平均気温が荒屋で2.3℃、岩手松尾で2.1℃上昇しています。

図2 月別降水量と平均気温の推移



資料：昭和56年～平成22年気象統計情報(国土交通省気象庁)データより作成

図3 年間平均気温と年間降水量の推移



資料：昭和56年～平成22年気象統計情報(国土交通省気象庁)データより作成

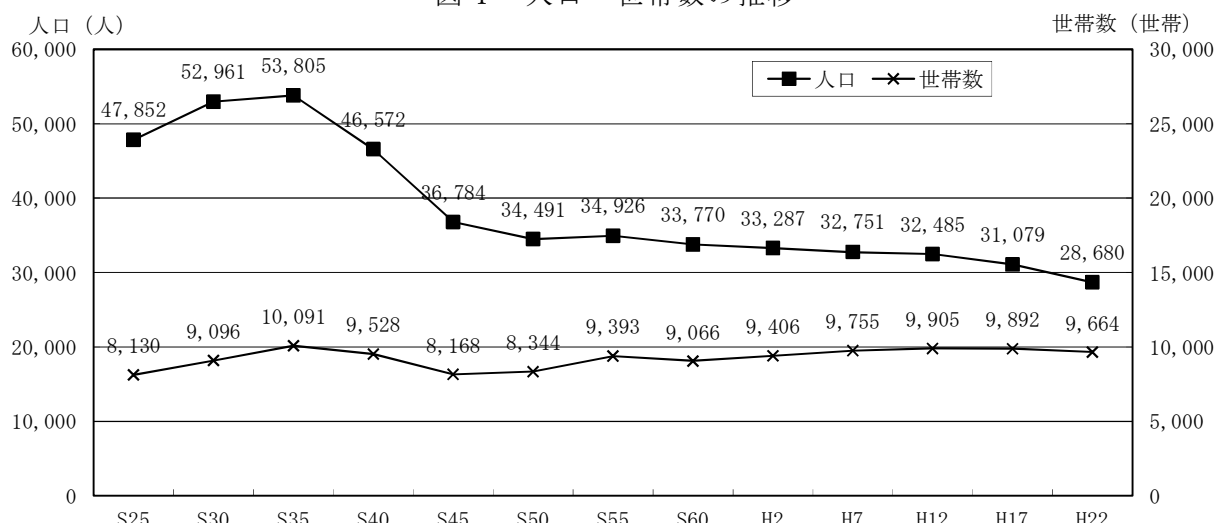
## (2) 社会特性

### ① 人口・世帯数

国勢調査によると、人口は、昭和 35 年の 53,805 人をピークに減少しており、平成 22 年には 28,680 人となっています。世帯数は昭和 35 年の 10,091 世帯をピークに増減を繰り返し近年は横ばい状態で推移しており、平成 22 年には 9,664 世帯となっています。

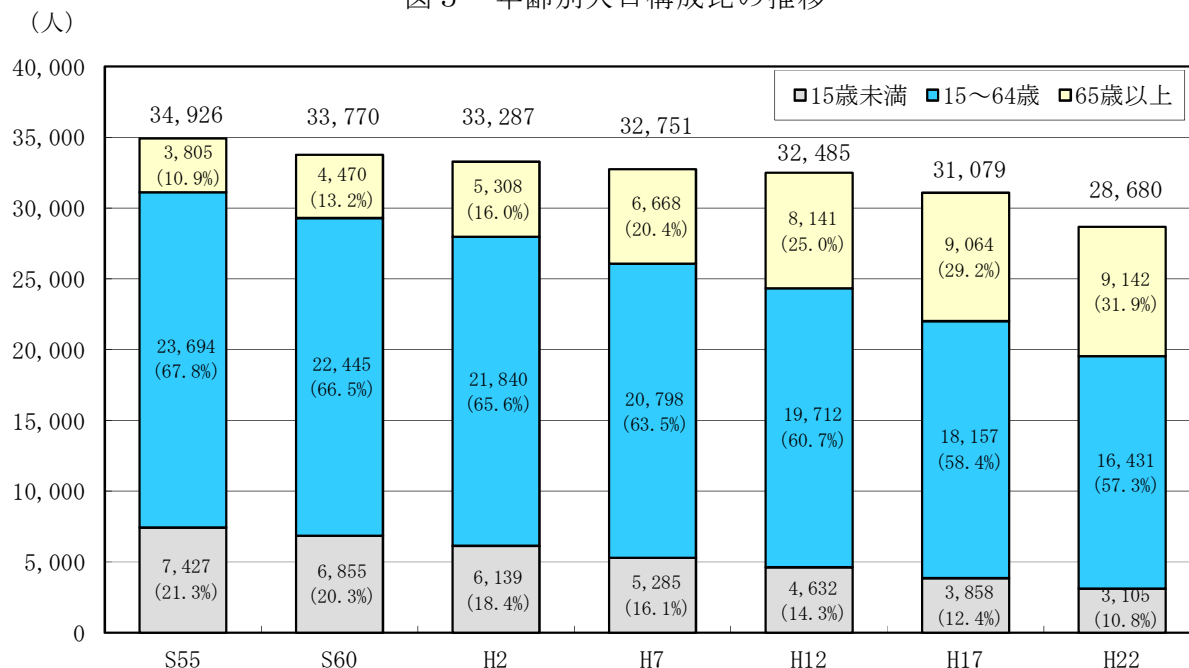
また、年齢構成比の推移を年齢 3 区分別人口で見ると、年少人口（15 歳未満）の減少と、高齢者人口（65 歳以上）の急激な増加により、少子高齢化の進行が顕著になっています。

図 4 人口・世帯数の推移



資料：昭和 25 年～平成 22 年国勢調査（総務省統計局）データより作成

図 5 年齢別人口構成比の推移



注：総数には、年齢不詳を含む。

資料：昭和 55 年～平成 22 年国勢調査（総務省統計局）データより作成

② 土地利用

土地利用の状況は、市域（総面積 862.25km<sup>2</sup>）の約 74%を山林が占め、農地（田、畑）が約 10%を占めています。土地利用については、大きな変化が見られません。

表 1 地目別土地利用面積の推移（各年 1 月 1 日現在の値）

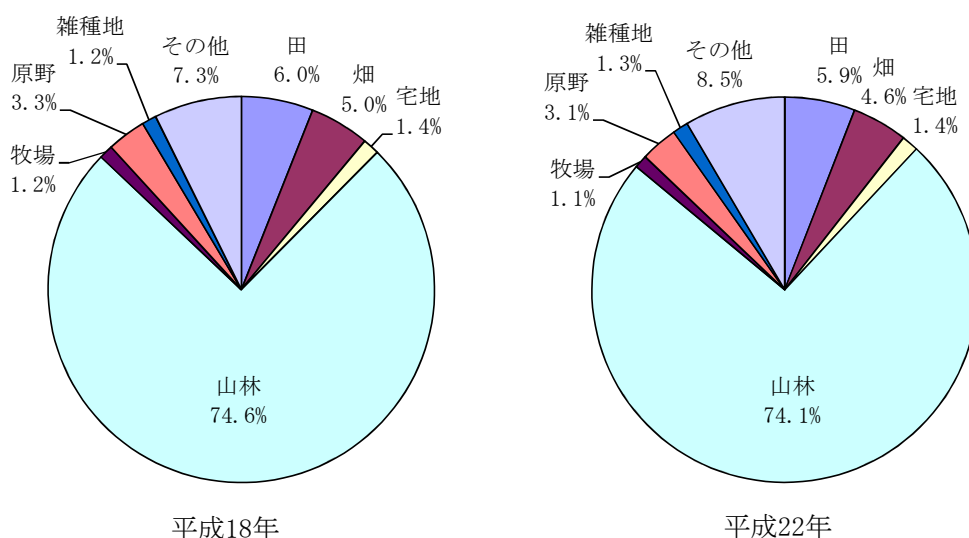
（単位：上段 km<sup>2</sup>、下段％）

年次	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他 (注)	計
H18	51.90 (6.0)	43.27 (5.0)	11.90 (1.4)	643.62 (74.6)	9.95 (1.2)	28.03 (3.3)	10.49 (1.2)	63.09 (7.3)	862.25 (100)
H19	51.87 (6.0)	43.48 (5.0)	11.94 (1.4)	643.73 (74.7)	9.95 (1.2)	27.69 (3.2)	10.48 (1.2)	63.11 (7.3)	
H20	51.29 (5.9)	42.89 (5.0)	11.99 (1.4)	643.68 (74.7)	9.95 (1.2)	27.68 (3.2)	10.49 (1.2)	64.28 (7.5)	
H21	50.96 (5.9)	40.13 (4.7)	12.10 (1.4)	642.17 (74.5)	9.94 (1.2)	26.96 (3.1)	11.17 (1.3)	68.81 (8.0)	
H22	50.93 (5.9)	40.04 (4.6)	12.13 (1.4)	638.63 (74.1)	9.42 (1.1)	26.98 (3.1)	11.21 (1.3)	72.90 (8.5)	

注：その他には、鉱泉地、池沼、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園を含む。

資料：平成 18 年～平成 22 年岩手県統計年鑑より作成

図 6 地目別土地利用面積の推移〔比率〕（各年 1 月 1 日現在の値）



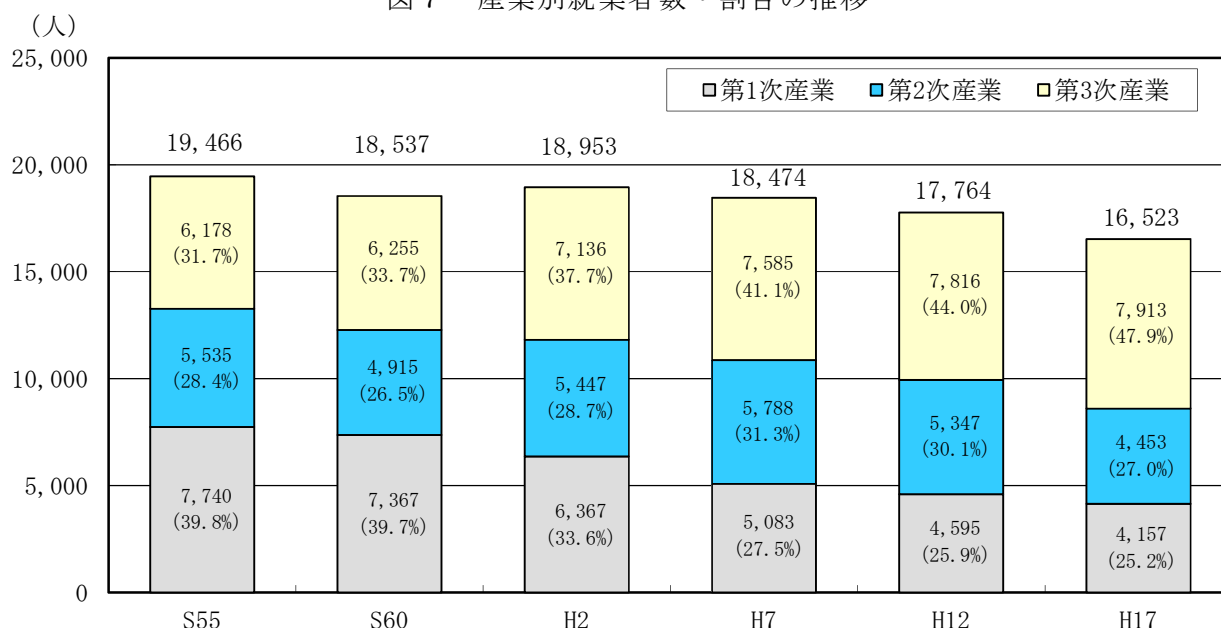


### ③ 産業別人口

産業別就業者人口は、平成 17 年で第 3 次産業（サービス業等）の比率が最も高く 47.9%、次いで第 2 次産業（工業、製造業等）が 27.0%、第 1 次産業（農業、鉱業等）が 25.2%となっており、近年の推移も、第 1 次産業と第 2 次産業で減少し、第 3 次産業は増加しています。

また、事業所数及び従業者数の推移を見ると、事業所数・従業者数ともに平成 8 年をピークに減少しています。

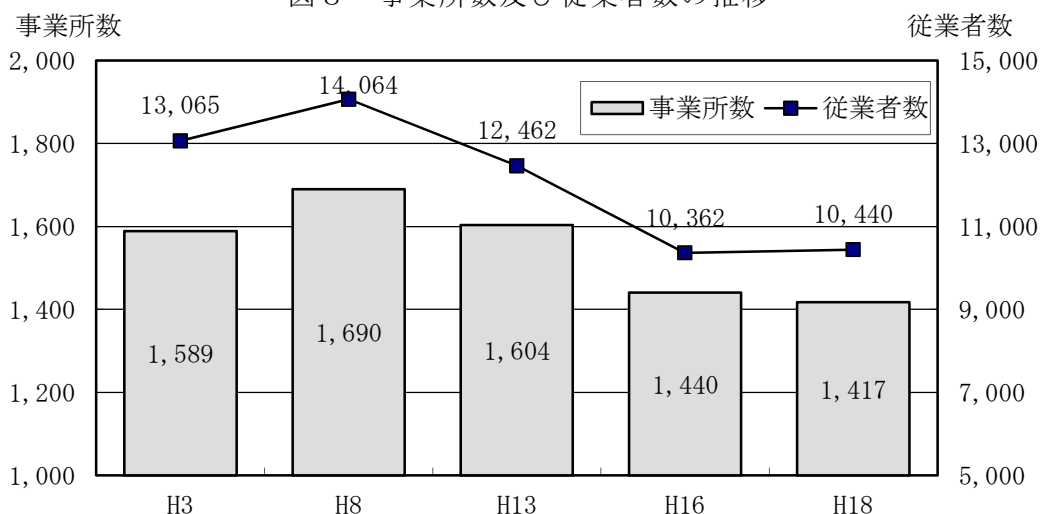
図 7 産業別就業者数・割合の推移



注：総数には、分類不能の産業を含む。

資料：昭和 55 年～平成 17 年国勢調査（総務省統計局）データより作成

図 8 事業所数及び従業者数の推移



資料：平成 3 年事業所統計調査（総務省統計局）、平成 8 年～平成 18 年事業所・企業統計調査（総務省統計局）

## 2 環境の現状と課題

### (1) 自然環境

雄大な山々を有する本市は、数多くの野生動植物が生息・生育する生物多様性に富む地域です。また、豊かな山々は昭和の名水百選に選ばれた金沢清水をはじめとする、清流の源でもあります。21世紀は「水の世紀」といわれ、名水は地域のみでなく国の財産でもあり、水源の森と河川・湖沼・名水を保護し、将来に残す努力が求められています。

また、耕作放棄地や荒廃した森林の増加は、生態系や水源等へ影響を及ぼす懸念もあることから、農林業の就業者増加を図ることで環境保全と地域活性化を促進し、豊かな自然環境を生かした産業の育成が求められます。

### (2) 生活環境

不法投棄の通報や悪臭・汚水等に関する苦情が毎年寄せられているほか、タバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨て、ペットのフンの放置などの迷惑行為が各所で見られ、個人のマナーが問題になっています。これらは、住環境の悪化のみならず、観光地としてのイメージ低下につながる可能性もあり、マナー向上を含めた対策が必要となります。

また、循環型社会\*の構築に向け、今後も廃棄物の5R\*の促進が求められます。

### (3) 快適環境

本市には、美しい景観や豊かな自然のほか、古くから市内各地で祭りや伝統芸能などが受け継がれています。

一方で、廃屋や耕作放棄地が風景を阻害するとの意見があります。この要因の一つである人口減少は、コミュニティ\*の維持を困難にし、祭りや伝統芸能の存続を危うくします。

荒廃した風景の再生と途切れた文化の復活には、多大な労力と時間を要します。本市の自然環境や歴史的・文化的環境を良好な状態で維持するためにも、地域景観の美化や歴史・文化の伝承に努めることが求められます。

### (4) 地球環境

地球温暖化は世界共通の問題であり、本市においても温室効果ガス\*の排出抑制に向けた一層の取り組みが必要であり、省エネルギーの推進と自然エネルギーの利用拡大の両輪で進めることが求められています。

市内には地熱、水力、氷雪熱、バイオマス\*等の自然エネルギーが豊富にあり、特に面積の約3/4を占める森林は、二酸化炭素の吸収源であると同時に、古くから燃料として用いられてきたエネルギー源でもあります。

これらの自然エネルギーを有効活用し、森林の適正管理と有効利用を促進することにより、地球温暖化対策とエネルギーの地産地消を図ることが求められます。

---

循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーを循環的に利用される社会のこと。

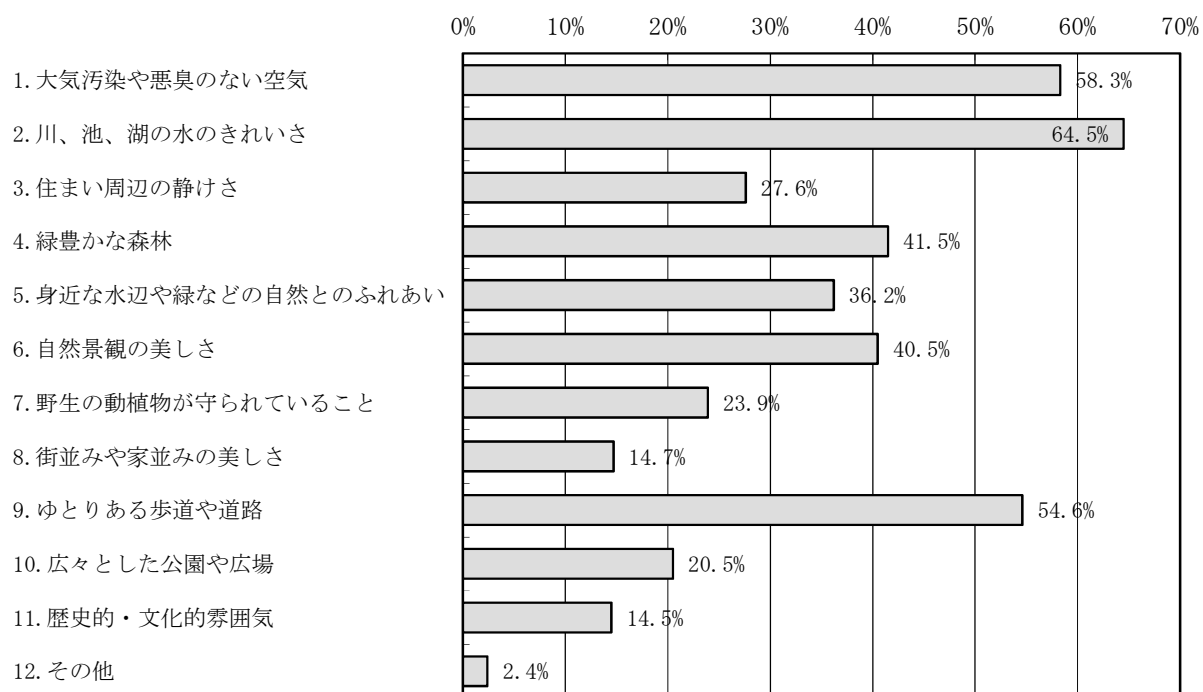
廃棄物の5R：廃棄物の減量(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)、拒否(リフューズ)、直す(リペア)のこと。

コミュニティ：居住地や関心を共にすることで営まれる共同体のこと。

温室効果ガス：太陽光により温められた地表面から放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。

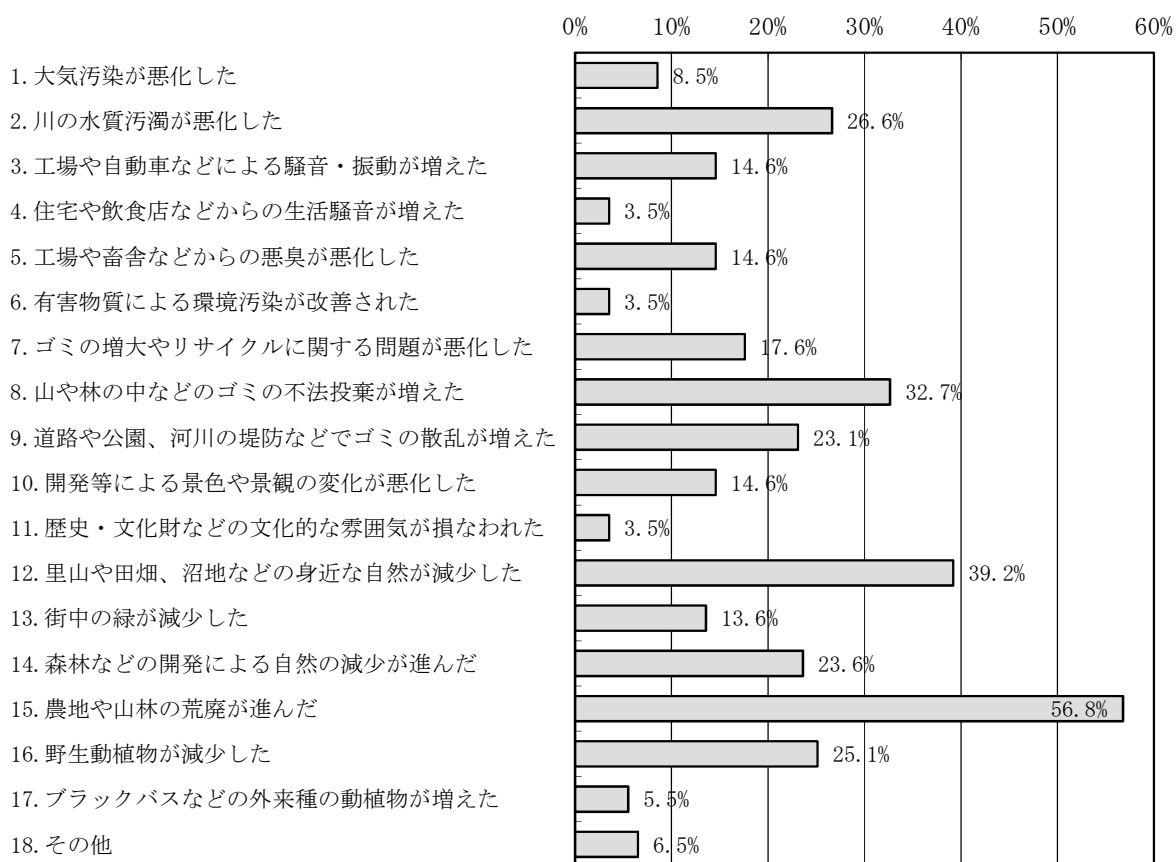
バイオマス：森林資源や家畜排せつ物等、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)のこと。

図9 快適で住み良い環境に必要な要素



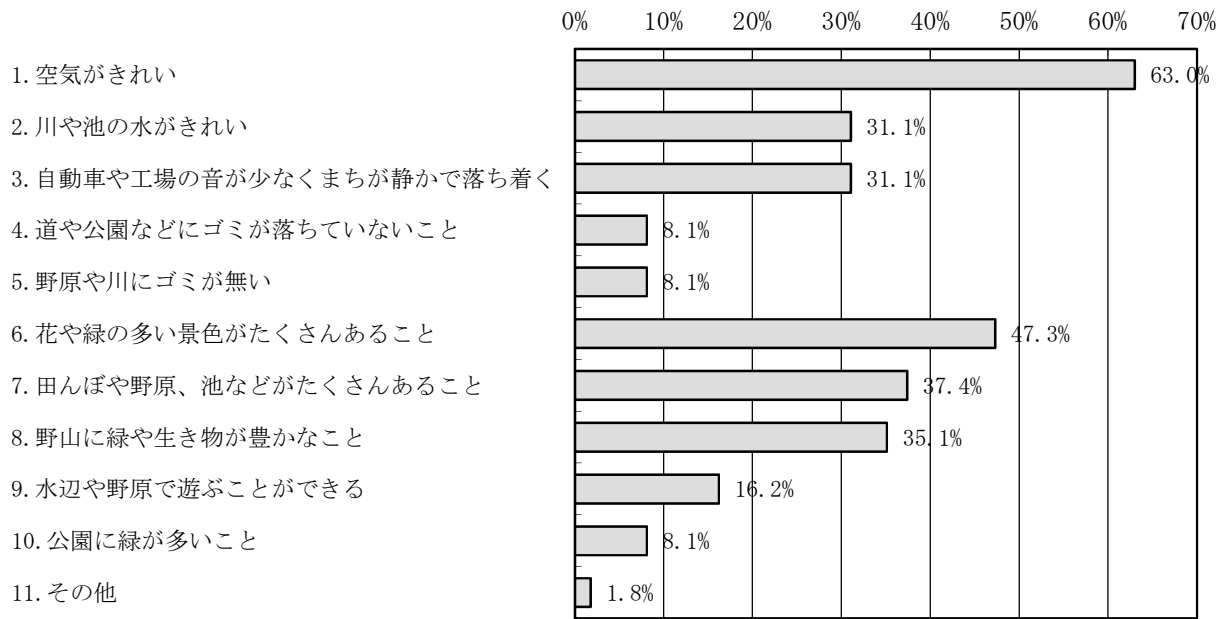
資料：平成22年度市民アンケート調査結果

図10 悪くなった環境



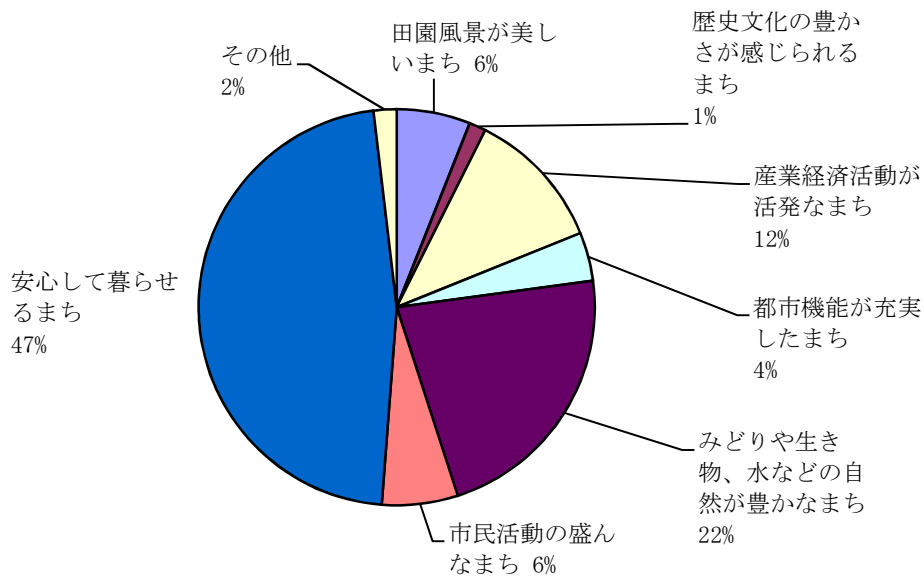
資料：平成22年度市民アンケート調査結果

図 11 いいなと思う環境



資料：平成 22 年度小学生アンケート調査結果

図 12 10 年後の八幡平市に一番重要と思うこと



資料：平成 22 年度市民アンケート調査結果

## 第3章 望ましい環境像と基本目標

### 1 望ましい環境像

本市は、雄大な山々に抱かれ、十和田八幡平国立公園があり、清い水が豊富で、北上川や馬淵川の支流、米代川の源流を有する国内屈指の豊かな自然に恵まれたまちです。

これらの貴重な財産は、先人たちが知恵と努力を重ね、現在まで継承してきたものです。

1960年代以降、経済成長に伴う公害が問題になりましたが、近年は私たちの生活様式の変化による環境問題が大きくなっています。

私たちは、豊かな環境を子供たちに継承するため、みんなが連携・協力し、健康で快適な生活を営み、本市の将来像「<sup>みのり</sup>農と<sup>ひかり</sup>輝の大地」を創出し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目指します。

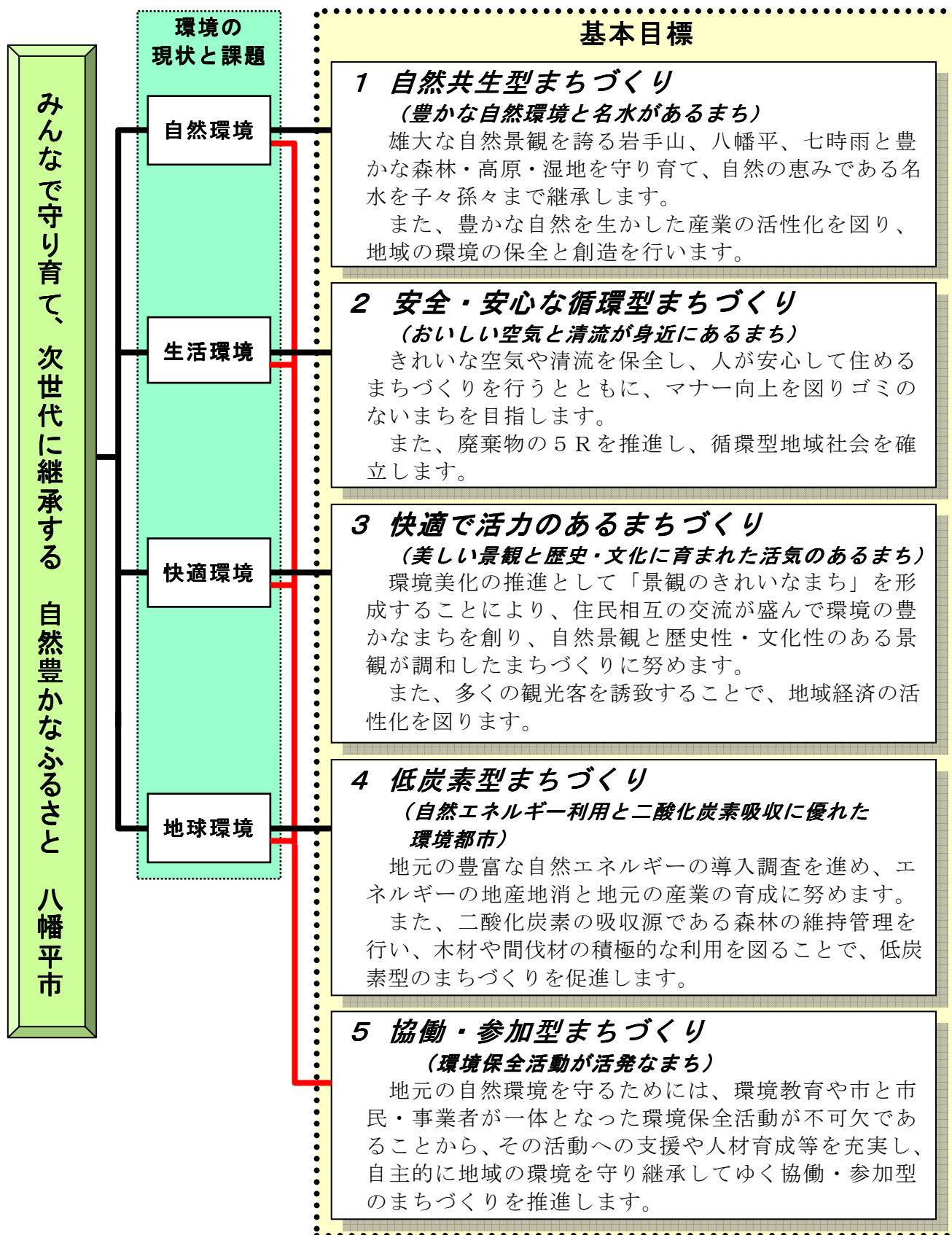
望ましい環境像

**みんなで守り育て、次世代に継承する**

**自然豊かなふるさと 八幡平市**

## 2 基本目標

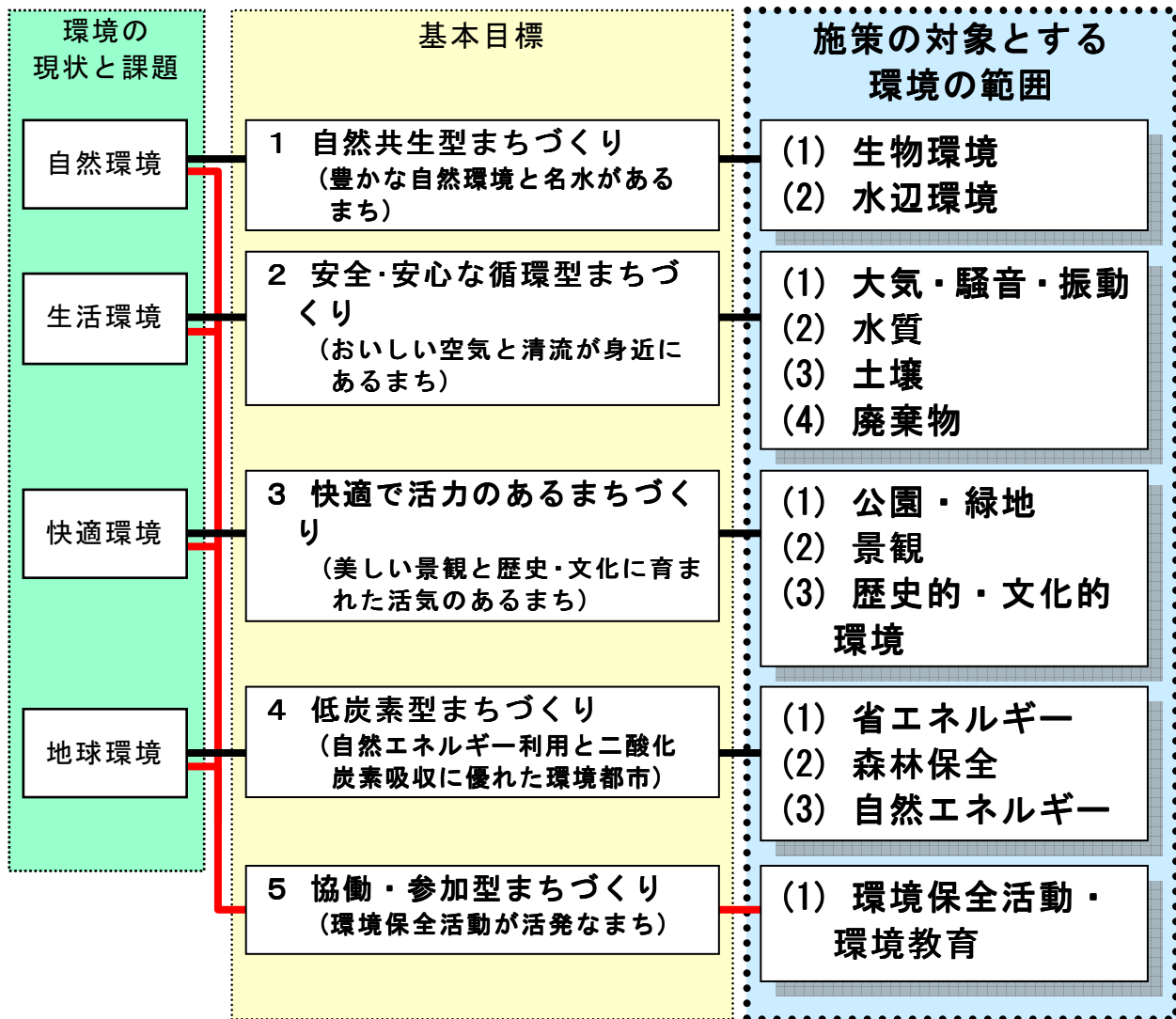
望ましい環境像を実現するために、以下に示す5つの基本目標を掲げて、環境基本計画を推進します。



## 第4章 施策の展開と役割

### 1 施策の対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、第3章で示した基本目標に基づき、次の体系のとおり施策を展開します。



## 2 施策の方向と市・市民・事業者の役割

ここでは、前ページの『施策の対象とする環境の範囲』毎の現況と課題を踏まえ、基本目標の達成に向けた『施策の方向』を示します。

施策の方向の達成状況を数値化できる項目については、中間検証を行う平成 27 年度の『目標指標』を挙げ、また、施策の方向に基づく取り組みの内容を『市・市民・事業者の役割』に示します。

市は、役割を率先的に行うと同時に、状況によっては条例等の整備も検討し施策を展開します。市民と事業者は、各自の役割に示されるような環境への負荷の少ない行動に努め、また、市の施策に協力するものとします。

なお、農家、小規模な商店や食堂等の個人事業主は、事業者としての行動を求められます。また、民間団体や滞在者は、それぞれの立場において、市民もしくは事業者に準じる行動を求められます。

### 基本目標-1

#### 自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち）

##### (1) 生物環境

###### 現況と課題

植物については、市内南端の岩手山や十和田八幡平国立公園周辺に高山帯・亜高山帯の自然林・自然草原が、山地帯には自然林や二次林\*が広く分布し、盆地部は耕作地、市街地等となっています。

貴重な植物として、市指定天然記念物の「イチョウ」「スギ」「サワラ」、特定植物群落\*の「八幡平の高層湿原」「松森山のアカマツ林」があります。

動物については、山地に生息するヤマネ、ヤマコウモリ、ニホンカモシカ、クマタカ、クマゲラ、高山に生息するオコジョ、イワヒバリまで、多様な動物が生息しています。また、国指定の天然記念物として国立公園内に「大揚沼のモリアオガエル及びその繁殖地」があります。

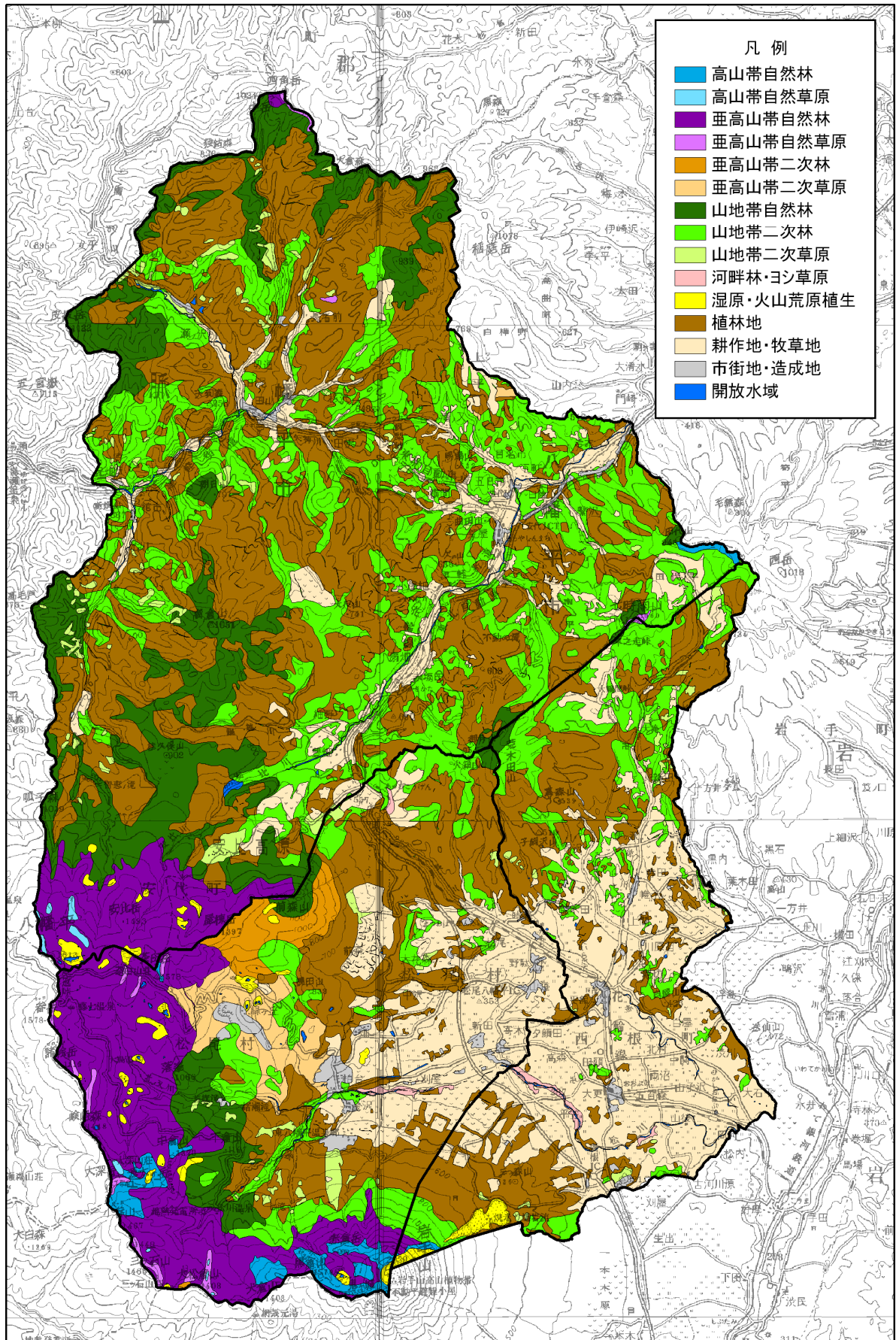
近年全国的に、外来種の増加の影響による固有種の減少や、ニホンジカ等の野生動物の生体数の増加による食害の拡大などの問題が生じているほか、貴重な山野草の盗掘や耕作放棄地の増加など、動植物の生息・生育環境の悪化も問題となっています。市民や事業者、民間団体等の協力と連携を図り、本市の地域特性に応じた取り組みを促進し、多様な動植物を有する生態系を次世代に継承していくことが求められます。

二次林：伐採や風水害、山火事などにより森林(天然林)が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

特定植物群落：環境省が日本の自然環境全般に関して実施した「自然環境保全基礎調査」において、都道府県別に学術上重要な又は保護を要する原生林、自然林、植物群落等をリストアップしたもの。



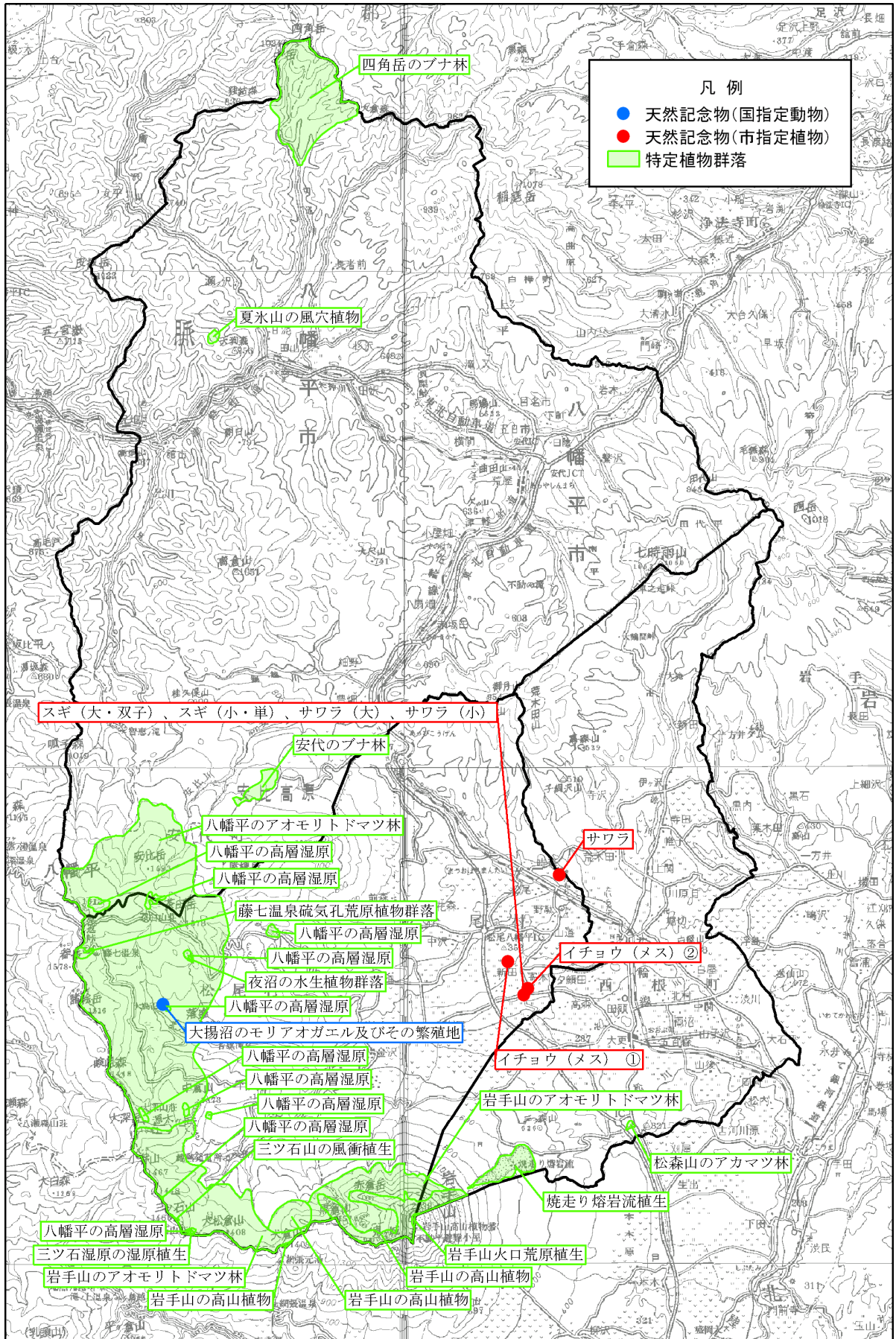
図 13 植生の分布



資料：生物多様性情報システム(環境省自然環境局生物多様性センター)



図 14 天然記念物等の貴重な動植物の分布



資料：日本の重要な植物群落(東北版)(環境庁)、日本の重要な植物群落Ⅱ東北2(環境庁)、  
 生物多様性情報システム(環境省自然環境局生物多様性センター)、岩手の歴史文化(岩手県)、八幡平市資料

## 施策の方向

- ・生態系の保全と生物多様性の維持を推進します。
- ・農林業の担い手確保等に努め、里地・里山の保全を図ります。
  - ※目標指標 ・担い手カバー農地面積：3,550ha (H22) ⇒5,086ha (H27)
  - ・認定農業者数：439人 (H22) ⇒500人 (H27)

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 県や団体等と連携し、貴重な動植物の保護や外来動植物の駆除等を行います。
- ② 動植物の移植等の際は、生態系のかく乱防止を考慮し、在来種の利用に努めます。
- ③ 乱開発防止対策と適正な土地利用を推進します。
- ④ 耕作放棄地の発生防止に努め、利用促進を図ります。
- ⑤ 県や猟友会等と連携し、適切な有害鳥獣対策を行います。
- ⑥ 県や農協等との連携により、農林業の担い手の確保に努め、農地・山林の持つ環境保全機能を維持します。

#### 市民の役割

- ① 貴重な動植物の違法な採取、盗掘は絶対しません。
- ② 外来動植物の駆除等、在来種の保護活動の参加に努めます。
- ③ 身近な動植物を大切にします。また、ペットは最期まで責任を持って飼います。
- ④ 市と協力して有害鳥獣対策に取り組みます。
- ⑤ 地元農水産物の積極的な購入に努めます。
- ⑥ 所有農地・山林の適正な管理を行います。

#### 事業者の役割

- ① 所有地の植林等の環境保全活動に取り組みます。動植物の移植等を行う際は、在来種の利用に努めます。
- ② 開発行為の際は、動植物や自然環境への影響をできる限り小さくします。
- ③ 市と協力して有害鳥獣対策に取り組みます。
- ④ 市や農協等と協力し、耕作放棄地の利用促進に努めます。
- ⑤ 農産物の地産地消に努めます。また地元農水産物を生かした地場製品の開発・販売に努めます。
- ⑥ 市や農協等と協力し、農林業従事者の後継者確保に努めます。



## (2) 水辺環境

### 現況と課題

市内には、日本海へ注ぐ米代川、八戸湾に注ぐ馬淵川水系の安比川、宮城県石巻市に南下する北上川の支流である赤川・松川の3つの水系を有するほか、赤川・松川の上流域の八幡平周辺には多くの沼が分布しています。

市内は良質で豊かな水に恵まれており、「金沢清水」「長者屋敷清水」「不動の滝」といった国や県が認定した名水もあります。

河川等の水辺は、水生生物や水鳥の生息場であり、人と自然との触れ合いの場となっており、また、きれいな水は限りある資源でもあるため、清流や名水を守るための取り組みが求められます。

図 15 水系(河川)の分布・名水の位置



資料：平成 21 年度版岩手県環境報告書より作成

## 施策の方向

- ・名水や清流を継承するため、水辺環境の保全と水資源の保護を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 名水等の水質調査等を継続的に実施します。
- ② 地下水や湧水等の採取等を監視し、水資源の保護を図ります。
- ③ 河川の改修等の際は、多自然型工法\*等の採用に努め、生物の生息・生育環境の確保を行います。
- ④ 市民や事業者等と連携し、水辺の環境保全活動を推進します。

#### 市民の役割

- ① 小川や用水路等の身近な水域の保全に努めます。
- ② 河川等での利用マナーを守り水辺環境の保全に努めます。
- ③ 節水コマや残り湯の利用等により、水資源の有効利用に努めます。

#### 事業者の役割

- ① 節水や循環利用等により、水資源の有効利用に努めます。また自家水の場合は、水源の保全に努めます。

多自然型工法：治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境を最低限の改変にとどめるとする自然環境に配慮した工事のこと。

## 基本目標-2

### 安全・安心な循環型まちづくり (おいしい空気と清流が身近にあるまち)

#### (1) 大気・騒音・振動

##### 現況と課題

本市の事業場等から排出される大気汚染物質は、法令に基づく排出基準等により保全されており、焼却施設におけるダイオキシン類\*の自主測定結果でも、基準値を超過した施設はありません。また、交通渋滞の発生もほとんど無いため、自動車の排ガスによる大気汚染も比較的少ないと考えられます。

なお、毎年1~2月に実施している酸性雪\*の調査結果では、酸性雪がしばしば確認されており、冬季には、大陸から大気汚染の影響が及んでいる可能性があります。

道路騒音は、大更、平館、田頭地内の一般道路12区間と平笠地内の東北自動車道1区間の計13区間で自動車騒音調査を実施していますが、調査結果における環境基準適合率(昼夜間とも基準値以下)は93.5%となっています。

近年、近隣騒音や悪臭に由来する苦情が発生しており、大気汚染に対する監視とともに、近隣騒音や悪臭発生施設に対する啓発や指導を強化することが求められています。

表2 市内事業所等におけるダイオキシン類自主測定結果

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

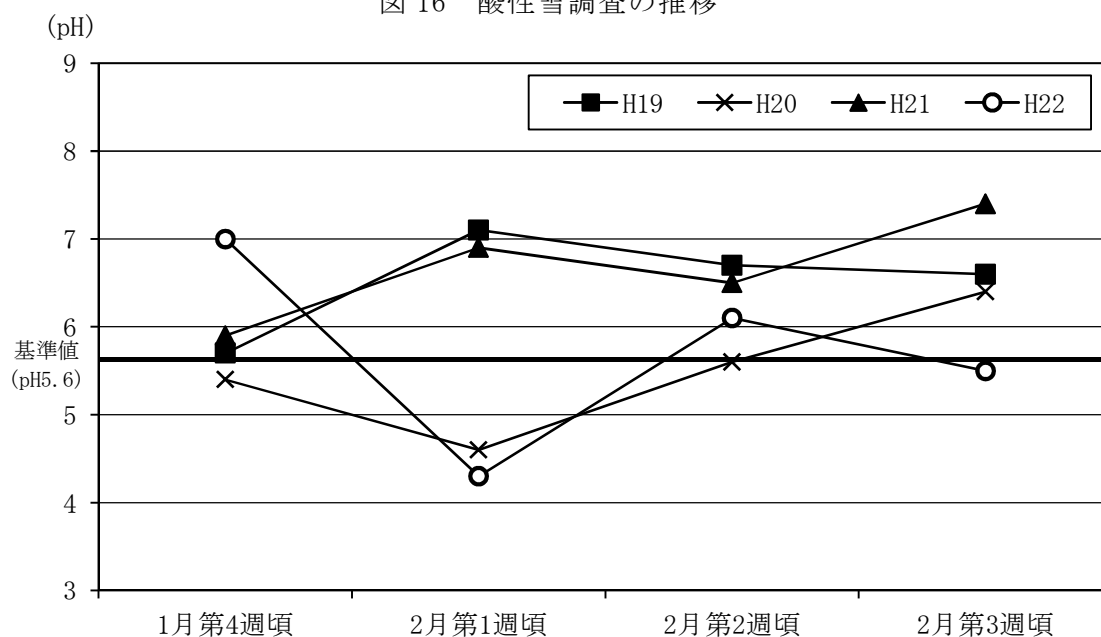
工場・事業所の名称		排出ガス測定結果	
		測定値	適用基準
廃棄物焼却炉	八幡平市清掃センター 1号炉	0.032	5
	2号炉	0.0029	
	(有)岩手クリーン環境	0.31	
廃棄物焼却炉 (小型焼却炉等)	北岩手環境衛生センター	0.00022	5
	大更運送店エコクリーン事業部	0.26	5
	八幡平市清掃センター	0.018	10

資料：平成21年度ダイオキシン類自主測定結果一覧表(岩手県)

ダイオキシン類：塩素を含むプラスチック等を燃やしたときに発生する毒性を有する有機塩素化合物の一種。

酸性雪：pH5.6以下の酸性を示す雪のこと。窒素酸化物、硫黄酸化物等が原因物質である。

図 16 酸性雪調査の推移



資料：八幡平市資料

表 3 自動車騒音に係る環境基準の達成状況

測定年度	評価区間の数	評価区間延長	住居等戸数	昼夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過
H20	13 区間	9.2km	1,464 戸	1,369 戸 (93.5%)	95 戸 (6.5%)	0 戸 (0.0%)	0 戸 (0.0%)
H21	13 区間	9.2km	1,464 戸	1,369 戸 (93.5%)	95 戸 (6.5%)	0 戸 (0.0%)	0 戸 (0.0%)

資料：平成 20 年度～平成 21 年度公共用水域水質地下水質大気汚染状況ダイオキシン類測定結果(岩手県)

表 4 高速自動車道の騒音測定結果

測定年度	騒音レベル (LAeq)	
	昼間 (基準値：70dB)	夜間 (基準値：65dB)
H19	53.9dB	51.4dB
H20	58.3dB	54.1dB
H21	56.2dB	52.9dB
H22	57.6dB	54.4dB

資料：八幡平市資料

## 施策の方向

- ・ 大気汚染物質の排出抑制や悪臭対策等に取り組みます。
- ・ 騒音や振動の発生に配慮し、静かな生活空間の創出を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 事業所に対し、法令遵守の徹底について啓発をします。
- ② 野焼きや悪臭、騒音等に関する啓発を行い、必要に応じて指導を行います。
- ③ 自動車のエコドライブ\*や低公害車\*の導入を推進します。また、大気環境の情報提供を促進します。
- ④ 道路整備の際は、必要に応じて歩道や緩衝緑地の確保等に努め、排ガスや騒音等の低減を図ります。
- ⑤ 空間放射線量の測定や情報発信等を実施し、基準値を目安として適切に対処します。

#### 市民の役割

- ① 廃棄物は正しく処理し、野外焼却は絶対しません。
- ② 自動車の急発進、急加速等を控えます。またアイドリングストップ\*に努めます。
- ③ 深夜や早朝には、騒音が発生する機器の使用を控えます。

#### 事業者の役割

- ① 事業活動に伴い発生する大気汚染物質や悪臭、騒音・振動等の対策を徹底します。
- ② 低公害型の機器の導入に努めます。
- ③ 自動車の急発進、急加速等を控えます。またアイドリングストップに努めます。
- ④ 農作業に伴い草木を焼却する際は、風向きや時間帯を考慮し、周囲への影響の低減に努めます。

エコドライブ：省エネルギーや排ガス削減のための運転技術のこと。アイドリングストップ、制限速度での走行、急発進や急加速、急ブレーキを控えることなどがあげられる。

低公害車：窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。ハイブリッド自動車や電気自動車などのこと。

アイドリングストップ：エネルギー使用の低減、排気ガスの削減を目的に、信号待ちや短時間の駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。



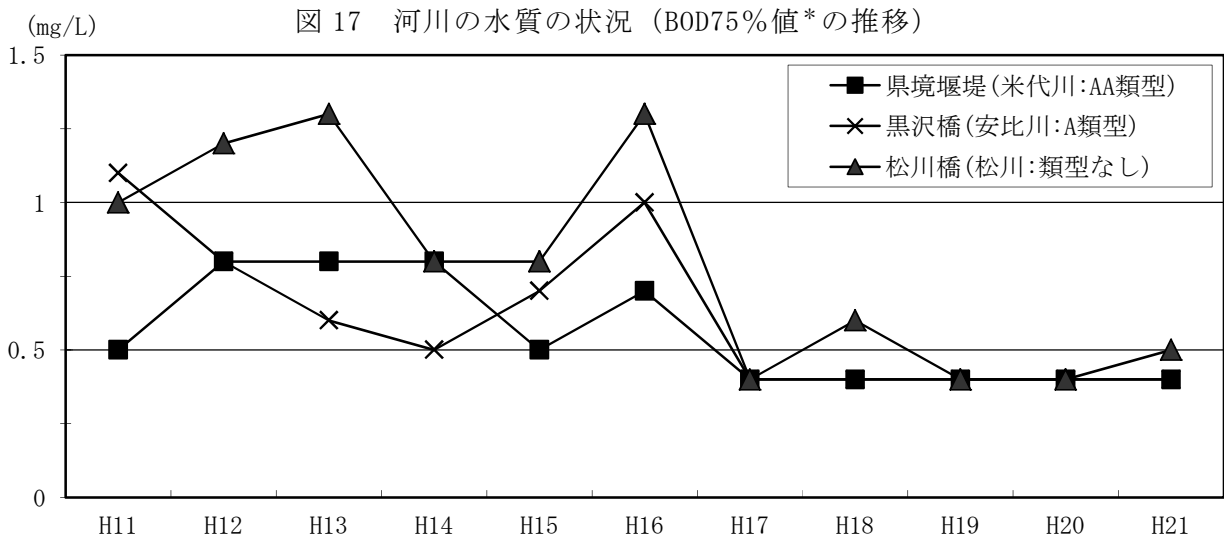
## (2) 水質

### 現況と課題

市内には北上川・馬淵川・米代川の3つの本流・支流が流れており、河川等の水質を把握するために、毎年市内数十か所で水質調査を実施しています。このうち、松川、安比川、米代川においては、有機汚濁\*の代表的指標とされるBOD\*の測定結果が、環境指標で最もきれいと言われるAA類型の基準値1mg/L以下を維持しており、その他の河川や水路においてもおおむね良好となっています。しかし、住宅密集地や大規模工場の周辺では、BODが比較的高い値になっており、今後も継続的な生活排水や工業排水等の対策が必要となっています。

また、地下水の水質は、ほとんどの地点で環境基準を下回る結果であり、環境基準を上回れば継続的な調査により水質が監視されることとなっています。

今後においても、河川水や地下水の継続的な監視、水洗化の啓発、適正な排水処理の啓発・指導の強化等により、水質を保全することが求められています。



注：0.5未満は0.4として記載。

資料：平成11年度～平成21年度公共用水域水質地下水質大気汚染状況ダイオキシン類測定結果(岩手県)データより作成

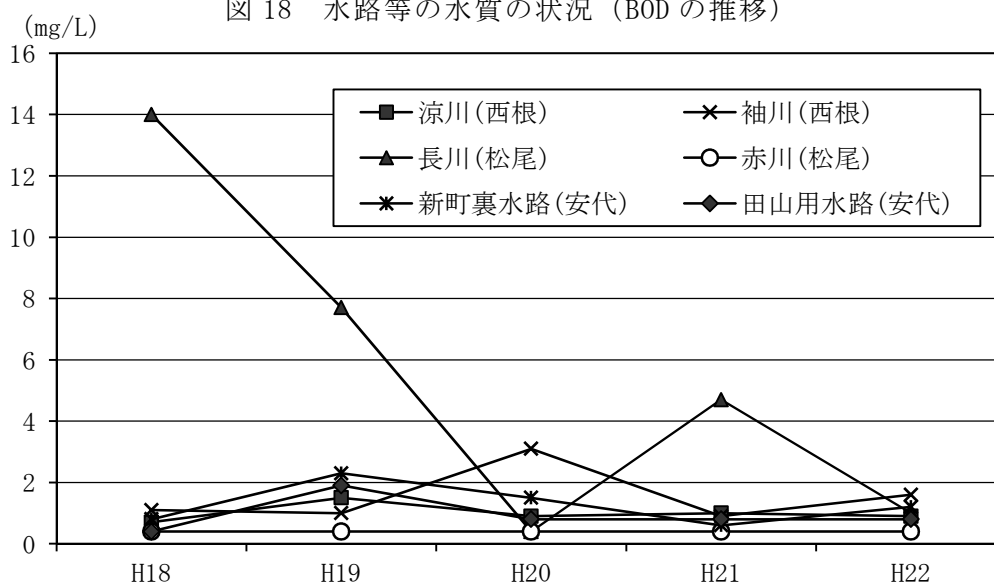
有機汚濁：家庭、事業所、田畑等からの有機物を含む排水による水質汚濁のこと。

BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

75%値：BODの評価で用いられる年間統計値で、値の低いものから並べて75%目となる値のこと。

例)データ数が50個の場合、 $0.75 \times 50 = 37.5$  小数点以下を切り上げて38番目を75%値とする。

図 18 水路等の水質の状況 (BOD の推移)



資料：八幡平市資料

表 5 河川の汚れ (BOD) の環境基準

類型	利用目的の適用性	基準値
AA	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道 1 級 (ろ過等による簡易な浄水操作方法のみで飲み水となるもの)</li> <li>自然環境保全 (自然探勝等の環境保全となるもの)</li> </ul>	1mg/L 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道 2 級 (ろ過沈殿等による通常の浄化操作を行って飲み水となるもの)</li> <li>水産 1 級 (ヤマメ、イワナ等きれいな水に住む魚が生息できるもの)</li> <li>水浴</li> </ul>	2mg/L 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道 3 級 (前処理等を伴う高度の浄水操作を行って飲み水となるもの)</li> <li>水産 2 級 (サケ科魚類及びアユ等が生息できるもの)</li> </ul>	3mg/L 以下
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産 3 級 (コイ、フナ等が生息できるもの)</li> <li>工業用水 1 級 (沈殿等による通常の浄水操作を行うもの)</li> </ul>	5mg/L 以下
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水 2 級 (薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの)</li> <li>農業用水</li> </ul>	8mg/L 以下
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水 3 級 (特殊な浄水操作を行うもの)</li> <li>環境保全 (日常生活において不快感を生じない限度)</li> </ul>	10mg/L 以下

資料：昭和 46 年環境庁告示

## 施策の方向

- ・ 工業排水や生活排水等の対策を継続的に取り組み、水質保全を図ります。

※目標指標 ・ 河川水質調査 BOD 値 2mg/L 環境基準適合率

: 90% (H22) ⇒90%以上 (H27)

・ 汚水処理施設整備率 : 78.9% (H22) ⇒83.6% (H27)

## 推進に向けた 取り組み内容

### 市の役割

- ① 事業活動に伴う排水及び生活排水対策を継続的に実施します。
- ② 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を継続して行い、一般家庭の水洗化を啓発します。
- ③ 水質事故発生時には、国や県等と協力し、速やかな対応にあたります。
- ④ 県や農協等と連携し、家畜排せつ物の適正管理と農薬や肥料の適正利用や減量化等の啓発を行います。

### 市民の役割

- ① 洗剤は適量を使用し、生活排水による環境負荷の軽減に努めます。
- ② 廃食用油や残飯等は、排水に流さないで適切に処理します。
- ③ 下水道施設への接続や浄化槽の設置に努めます。
- ④ 農薬や化学肥料の適正利用や減量化等を図ります。
- ⑤ 飲み水の異変を発見した時には、直ちに市へ通報します。

### 事業者の役割

- ① 排水対策を徹底し、放流する際は法規制等を遵守します。規制対象とならない場合も、排水対策に最大限努めます。
- ② 有害物質の地下浸透防止対策を徹底します。
- ③ 家畜排せつ物の適正管理に努めます。
- ④ 農薬や肥料の適正利用や減量化等に努めます。

### (3) 土壌

#### 現況と課題

土壌汚染は、一般的に焼却施設、工場、廃鉱山等での有害化学物質の流出により発生します。市内で実施された土壌のダイオキシン類調査では、全ての測定点で環境基準に適合していますが、今後も有害物質の漏洩防止と適正な保管・管理について監視することが必要です。

また、農家や一般家庭においても農薬や化学肥料等の過剰使用等により土壌汚染が発生する可能性もあることから、適正利用や減量化等について啓発を促進する必要があります。

表6 土壌中のダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/g

区分	調査地点	調査結果（濃度分布）	環境基準
発生源周辺 （平成20年度）	平館 （9点）	0.0055～170	1,000 以下
一般環境 （平成21年度）	馬場下夕 （1点）	0.0095	

資料：平成20年度～平成21年度ダイオキシン類環境モニタリング調査結果(岩手県)

## 施策の方向

- ・健全な土壌を守るため、土壌汚染防止を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 有害物質の管理徹底と使用削減、発生低減対策等の啓発に努めます。
- ② 県や企業等と連携し、土壌汚染対策を推進します。
- ③ 農薬や化学肥料等の適正利用や減量化等の啓発に努めます。
- ④ 土壌中の放射性物質の情報を随時発信し、基準値を目安として適切に対処します。

#### 市民の役割

- ① 農薬や肥料等の適正利用や減量化等に努めます。
- ② 農薬、石油等の地中への漏洩に注意し、適正な管理を行います。

#### 事業者の役割

- ① 有害物質の管理を徹底し、使用削減と発生低減対策に努めます。
- ② 農薬や化学肥料の適正利用に努め、有機物の利用促進を図ります。

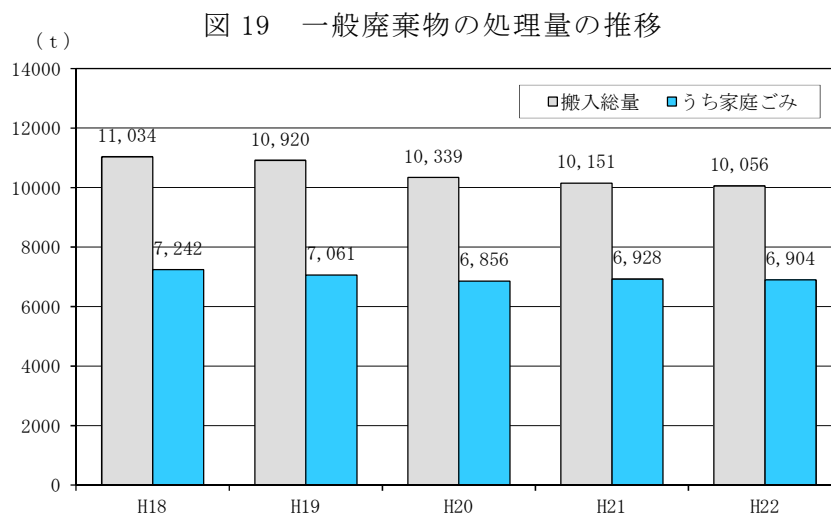
## (4) 廃棄物

### 現況と課題

一般廃棄物\*の排出量は、人口減少や使い捨て商品の利用抑制、資源回収の促進などの影響で減少傾向にあります。

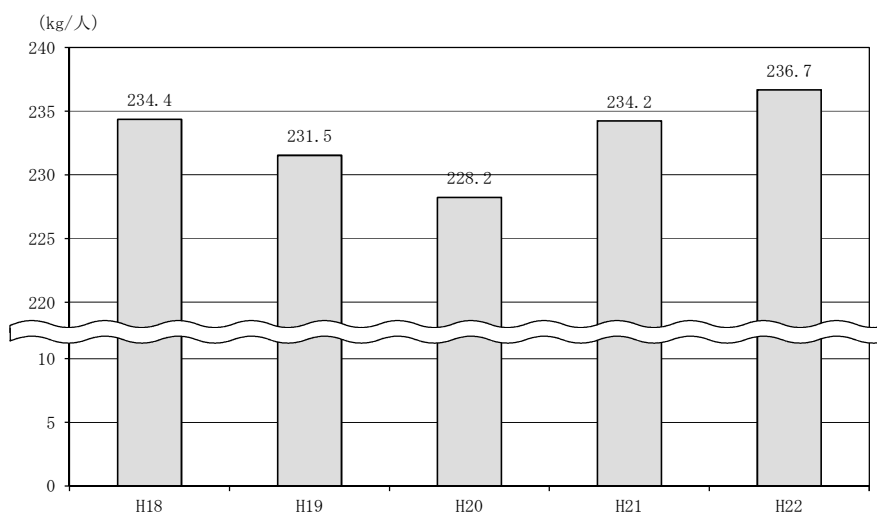
その一方で、市民一人あたりの家庭ごみの排出量は近年増加傾向であるほか、ポイ捨てや不法投棄等の個人のマナーに由来する問題は相変わらず発生しています。

市は、指定ごみ袋の利用の義務付け、分別収集等の講習会の開催、学校給食の生ゴミの堆肥利用、市内一斉清掃等の廃棄物に関する対策を実施していますが、今後も廃棄物の5Rの促進やポイ捨てなどのマナー向上のため、啓発の強化や環境教育・実践活動を充実する必要があります。



資料：八幡平市資料

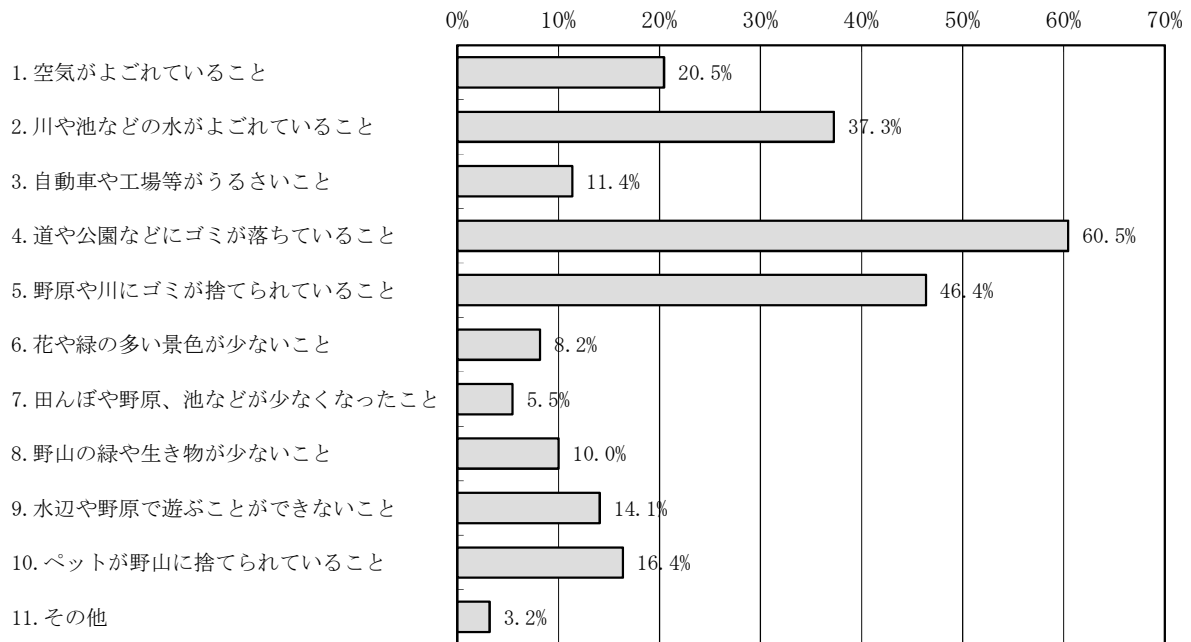
図 20 市民一人あたりの家庭ごみ排出量の推移



資料：八幡平市資料

一般廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。  
一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系一般廃棄物として含まれる。

図 21 いやだと思う環境



資料：平成 22 年度小学生アンケート調査結果

表 7 身の回りの悪い環境

区分	内容	回答数
ごみ等	ゴミの散乱・不法投棄	240
	犬のふん	20
	ゴミの野焼き	9
公害	畜舎の悪臭	18
	悪臭	17
	騒音	15
	水質汚濁	9
	大気汚染	7
交通・インフラ*	狭い道路・道路の維持管理	17
	乱雑な街並み	14
	狭い歩道・歩道の未整備	13
	交通が不便	5
荒廃等	農地の荒廃（耕作放棄地）	38
	廃屋・空家	18
	山林の荒廃	5

資料：平成 22 年度市民アンケート調査結果

インフラ：交通、通信、電力、水道、公共施設など、社会や産業の基盤として整備される施設のこと。

## 施策の方向

- ・ごみの適正処理を行うため、減量化、循環的利用及び不法投棄防止等を推進します。

※目標指標 ・ 一般廃棄物排出量（市清掃センターへの搬入量）  
: 10,056t（H22）⇒9,531t（H27）

## 推進に向けた 取り組み内容

### 市の役割

- ① ごみの分別収集の徹底を図り、減量化・資源化を行います。また、リサイクル製品の使用やマイバッグ利用の啓発等を促進します。
- ② 物品購入の際は、環境負荷の小さい製品の購入に努めます。
- ③ 廃棄物の不法投棄や野外焼却、ポイ捨て等の対策を行います。また、パトロールの実施や啓発看板の設置等を行い、未然防止を図ります。
- ④ 地域の清掃活動を推進し、マナー向上を図ります。

### 市民の役割

- ① ごみの分別の徹底や空き缶等の資源回収への協力により、ごみの減量化・資源化に努めます。
- ② 食事は食べ残しをしないようにします。また、生ゴミの堆肥利用に努めます。
- ③ 繰り返し使える商品の購入や、不要になったがまだ使える物の有効活用に努めます。また壊れた場合は出来る限り修理しての使用に努めます。
- ④ 簡易包装品やエコマーク等の環境ラベル\*のついた商品の購入・使用に努めます。また買物にはマイバッグを持参します。
- ⑤ 不法投棄や野外焼却を絶対しません。また不法投棄やポイ捨てをされないよう、所有地の適正管理に努めます。
- ⑥ ゴミやペットのフンは持ち帰ります。地域の清掃活動に積極的に参加します。

### 事業者の役割

- ① 梱包の簡素化・再利用など廃棄物の減量化を促進します。
- ② エコマーク等の環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。
- ③ 家畜排せつ物の適正管理に努め、堆肥の利用促進を図ります。また農業用廃ビニール等の農業用資材を適正に処分します。
- ④ 不法投棄やポイ捨てされないよう、所有地・管理地の適正管理に努めます。
- ⑤ 地域の清掃活動に積極的に参加します。

環境ラベル：製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるもの。環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、さまざまな形態の環境ラベルがある。



## 基本目標-3

### 快適で活力のあるまちづくり

(美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち)

#### (1) 公園・緑地

##### 現況と課題

市内には多くの公園等が整備されています。身近な公園は、散歩や子供たちの遊びの場を提供し、木々の緑は人を癒す効果を有します。公園や花壇等の管理に住民が参加することで、賑わいのある公園となるほか、市民の交流や健康増進に役立つものと考えられます。

また、空地の環境美化を推進し、まちのイメージ向上や賑わいの演出を図り、市民が積極的に地域づくりに参加し、快適に生活できるまちづくりを行う必要があります。

表8 公園等整備状況

区分	箇所数	公園の名称
コミュニティー公園	12	フーガの広場、平館まちかど公園、田頭館山公園 等
河川公園	9	松川河川敷公園、五日市河川公園、米白河川公園 等
児童公園	4	八坂児童遊園、共新児童遊園、館山児童遊園、寺田児童遊園
農村公園	15	若谷地地区農村公園、上村農村公園、長者の里農村公園 等
総合運動公園	2	総合運動公園、松尾総合運動公園
その他の公園	10	長者屋敷公園、桜松公園、分水嶺公園 等
計	52	

資料：八幡平市資料

## 施策の方向

- ・ 緑とゆとりのある空間を確保するため、公園の環境整備と緑化・美化活動等を推進します。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 公園や緑地等の環境整備に取り組み、潤いと安らぎのあるまちをつくります。
- ② 地域住民や企業と連携して公園や緑地等の維持管理を行い、地域の環境美化活動と緑化活動を推進します。

#### 市民の役割

- ① 敷地内等の緑化と美化に努めます。
- ② 地域の環境美化活動に積極的に参加します。

#### 事業者の役割

- ① 敷地内の環境美化と身近な緑の保全に努めます。
- ② 地域の環境美化活動に積極的に参加します。

## (2) 景観

### 現況と課題

本市は、雄大な山々やのどかな田園風景などを有し、四季折々の美しい風景を見ることができます。また熔岩流や噴泉、滝等の特徴的な地形が数多く存在し、貴重な自然景観資源となっています。これらの美しい景観は、人々に感動を与えると同時に、毎年多くの観光客も訪れており、地域経済の活性化に繋がる観光資源として重要なものです。

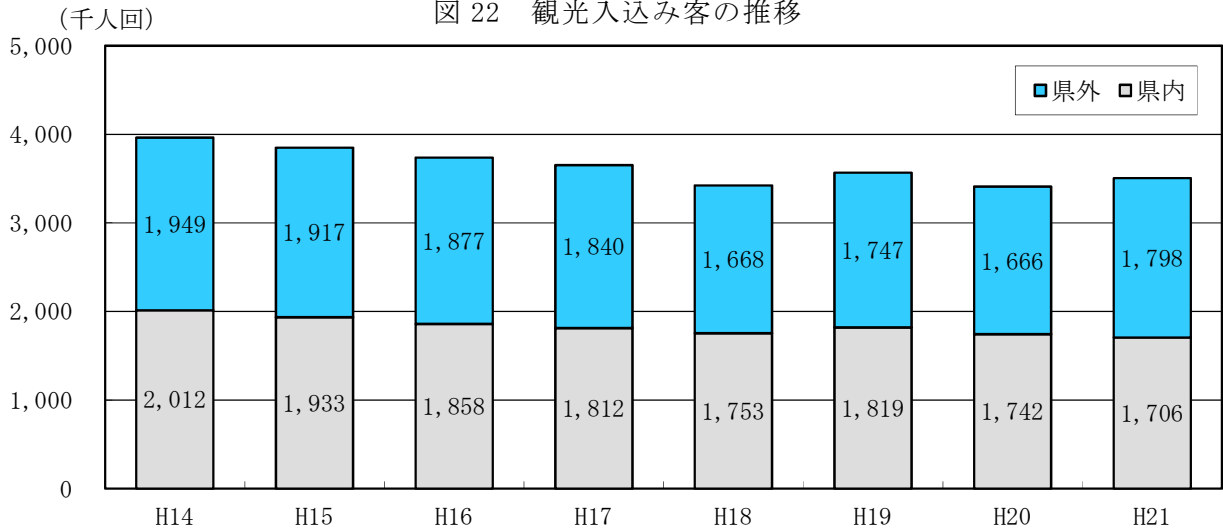
これらは、豊かな自然環境と先人の努力によって受け継がれてきたものであり、今後もこれらを維持しながら周囲の風景を生かした景観をつくっていくことが必要となります。

表9 市内の自然景観資源

区分	件数	主な自然景観資源
特定植物群落	9	焼走り熔岩流植生、松森山のアカマツ林〔西根〕 岩手山のアオモリトドマツ林、岩手山の高山植生〔西根・松尾〕 八幡平の湿原植物、八幡平のアオモリトドマツ林〔松尾・安代〕 四角岳のブナ林〔安代〕 等
火山群	4	岩手山〔西根・松尾〕七時雨山〔西根・安代〕大深岳〔松尾〕 八幡平〔松尾・安代〕
火山	25	七時雨山〔西根・安代〕 岩手山〔西根・松尾〕 二ツ森〔松尾〕 八幡平、前森山〔松尾・安代〕 茶臼岳〔安代〕 等
火口・カルデラ	3	岩手山火口〔西根・松尾〕 田代平高原〔西根・安代〕 屏風尾根〔松尾〕
火山性高原(台地状)	1	安比高原〔安代〕
流れ山群	1	五百森泥流〔西根・松尾〕
噴泉	1	藤七温泉〔松尾〕
噴気口	1	藤七温泉〔松尾〕
非火山性高原	1	白樺野〔安代〕
非火山性孤峰	2	長者山、白屋山〔西根〕
断崖・岩壁	1	安比川〔安代〕
滝	9	大滝岩〔西根〕 旗滝、緒瀬滝、七滝〔松尾〕 不動の滝、知恵ノ滝〔安代〕 等
湖沼	47	御在所沼、夜沼、大沼、御苗代湖、御釜湖〔松尾〕 ガマ沼、八幡沼〔安代〕 等
湿原	44	黒谷地湿原〔松尾・安代〕 御苗代湿原〔松尾〕 八幡沼湿原〔安代〕 等
合計	149	

資料：第3回自然環境保全基礎調査、第5回自然環境保全基礎調査（環境庁自然保護局）

図 22 観光入込み客の推移



資料：平成 14 年～平成 21 年岩手県観光統計要覧データより作成

## 施策の方向

- ・周囲の雄大な山並みや田園風景等と調和した景観の創出を図ります。
- ・景観を生かした産業の振興を図ります。

※目標指標 ・観光客入込み数：3,257 千人 (H22) ⇒ 4,000 千人 (H27)

## 推進に向けた 取り組み内容

### 市の役割

- ① 景観に配慮した建築物等の誘導を図り、周辺の景観に調和したまちづくりを行います。
- ② 屋外広告物の適正設置、不要な資材の撤去、沿道刈払い等の地域内の環境整備を促し、地域景観の向上に努めます。
- ③ 美しい景観を生かした産業振興と情報発信を図ります。また、周囲の景観と調和した案内看板の設置に努めます。

### 市民の役割

- ① 所有地の不要な資材等の整理、撤去に努めます。
- ② 建物を建築する場合は、周囲の景観との調和に配慮します。

### 事業者の役割

- ① 所有地の不要な資材等の整理、撤去に努めます。
- ② 建物の建築や広告塔・看板を設置する際は、周囲の景観との調和に配慮します。

### (3) 歴史的・文化的環境

#### 現況と課題

市内には、国の特別天然記念物に指定されている焼走り熔岩流をはじめ、国や県、市で指定された文化財が多数存在しています。

また、神楽や舞いなどの郷土芸能が先人より受け継がれ、市内各地で開催される伝統的な祭りも開催されています。

これらの文化財や伝統文化は、一度失うと取り戻すことが容易でないことから、保護活動や後継者の育成などを図ることにより、地域の財産として後世に受け継ぐことが求められます。

表 10 市内の国指定・県指定文化財

指定別	種別	文化財の名称	地区	指定年
国	特別天然記念物	焼走り熔岩流	西根	昭和 46 年
	天然記念物	大揚沼モリアオガエル及びその繁殖地	松尾	昭和 47 年
県	考古	線刻五尊像鏡	西根	昭和 53 年
	歴史	木造地藏菩薩立像	西根	昭和 54 年
	天然記念物	天狗森の夏氷山風穴	安代	昭和 49 年
	有形民俗	南部絵暦	安代	昭和 57 年
	有形民俗	安比川上流域の木地師関係資料	安代	平成 22 年

資料：八幡平市資料

表 11 市内の郷土芸能（市指定無形民俗文化財）

地区	名称	指定年	地区	名称	指定年
西根	平笠田植踊	昭和 46 年	安代	浅沢神楽	昭和 52 年
	土沢浄屋の行事	昭和 46 年		小屋の畑田植え踊り	昭和 52 年
	大石平念仏剣舞	昭和 56 年		南部手踊り	昭和 52 年
	平笠裸参り	昭和 56 年		曲田先祓い	昭和 52 年
	野口鹿踊	昭和 56 年		田山先祓い	昭和 52 年
	田頭田植踊	昭和 56 年		折壁・日泥先祓い	昭和 52 年
	田頭竹の子舞	昭和 60 年		兄川先祓い	昭和 52 年
	岩手山神社山伏神楽	平成 10 年		横間虫追い祭り	平成 3 年
松尾	山伏神楽	昭和 50 年			
	田植え踊り	昭和 50 年			
	念仏剣舞	昭和 50 年			

資料：八幡平市資料

表 12 市内の主要な祭り

月	行 事	地区
1 月	平笠裸参り	西根
	松尾寄木大神宮例祭	松尾
5 月	桜松神社例大祭・不動の滝まつり	安代
6 月	上坊神社例大祭	西根
7 月	大更八坂神社祭典	西根
	奥州三十一番札所寺田白坂観音例大祭	西根
	田山統一祭典	安代
	長者屋敷・長嶺神社例祭	松尾
	平館大泉院子安地藏尊祭典	西根
	横間虫追い祭	安代
8 月	秋葉神社祭典・新町夏祭り	安代
9 月	平館八幡宮祭典	西根
	野駄伊那々伊澤神社例祭	松尾

資料：八幡平市資料

表 13 残しておきたい歴史・文化

区分	名称	回答数	区分	名称	回答数
祭り	八坂神社のお祭り	33	神社・寺等	八坂神社	16
	八幡様のお祭り	5		お日さま神社	11
	不動の滝祭り	5		伊那那伊沢神社	8
	山賊祭り	5		長嶺神社	5
	稲荷神社のお祭り	4		長者屋敷	5
	白坂観音・お祭り	3		宮田神社	3
伝承文化等	先祓い	6		聖福寺	5
	神楽	4			
	はだか参り	3			
	浅沢伝承館	3			
	剣舞	3			
	田植え踊り	3			

資料：平成 22 年度小学生アンケート調査結果

## 施策の方向

- ・文化財や伝統芸能等の次世代への継承に努め、地域の資源としての活用を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 天然記念物や史跡、伝統芸能等の保護を、市民や事業者等と一体となって行います。また担い手を育成し、次世代への継承に努めます。
- ② 地域の伝統や工芸、食を含む文化の継承に努め、美しい景観資源と融合した滞在型観光の推進に努めます。

#### 市民の役割

- ① 地元の歴史的・文化的遺産を理解し、保全に協力します。
- ② 祭りや伝統芸能に積極的に参加・協力します。

#### 事業者の役割

- ① 地域の歴史的・文化的遺産の保存に参加・協力します。
- ② 祭りや伝統芸能等への参加・協力を努めます。

## 基本目標-4

### 低炭素型まちづくり

(自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市)

#### (1) 省エネルギー

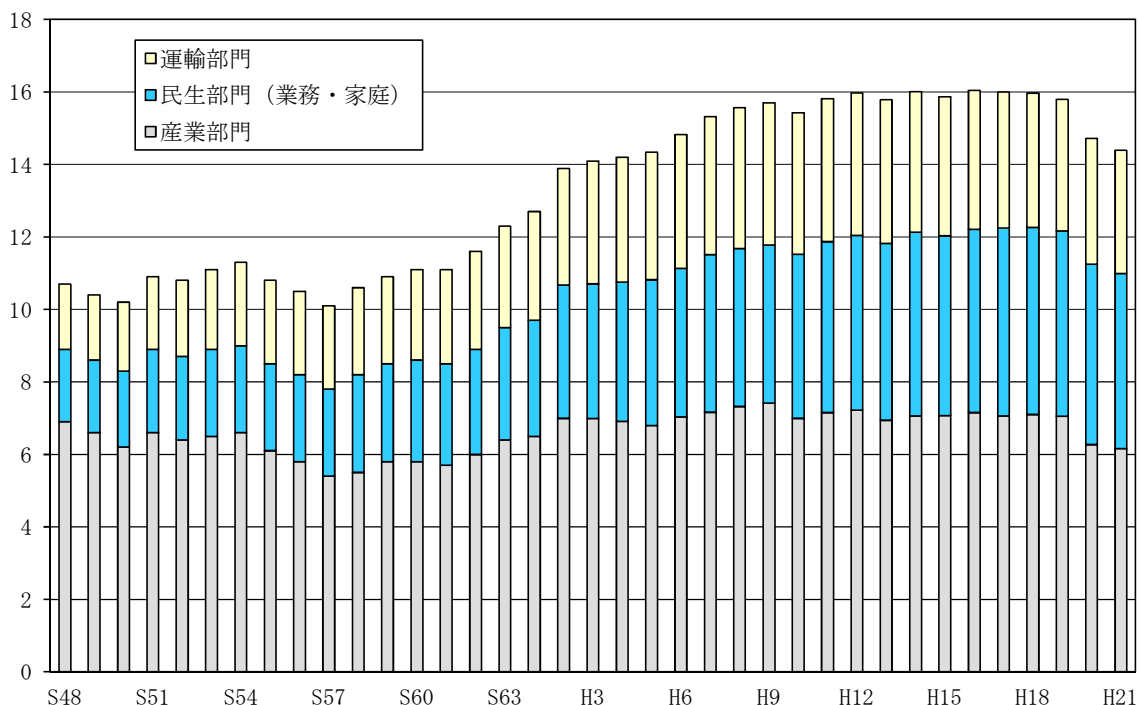
##### 現況と課題

産業革命以降、利便性や快適性を求める生活様式の広まりで、エネルギーの消費量が増加したことにより、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量が増え、世界規模の問題である地球温暖化を引き起こしています。

国内でも高度経済成長期以降、エネルギーが大量に消費されています。近年では産業部門での省エネルギー化が進んだことで、エネルギー消費総量の推移は横ばいとなっていますが、その一方で、民生部門のエネルギー消費量が増加しており、家庭や事業者の取り組みが特に重要であると考えられます。

本市においても温室効果ガスの排出抑制に向けた一層の取り組みが必要であることから、一人一人の行動が必要不可欠であることを自覚し、省エネルギー・省資源等を推進することが求められます。

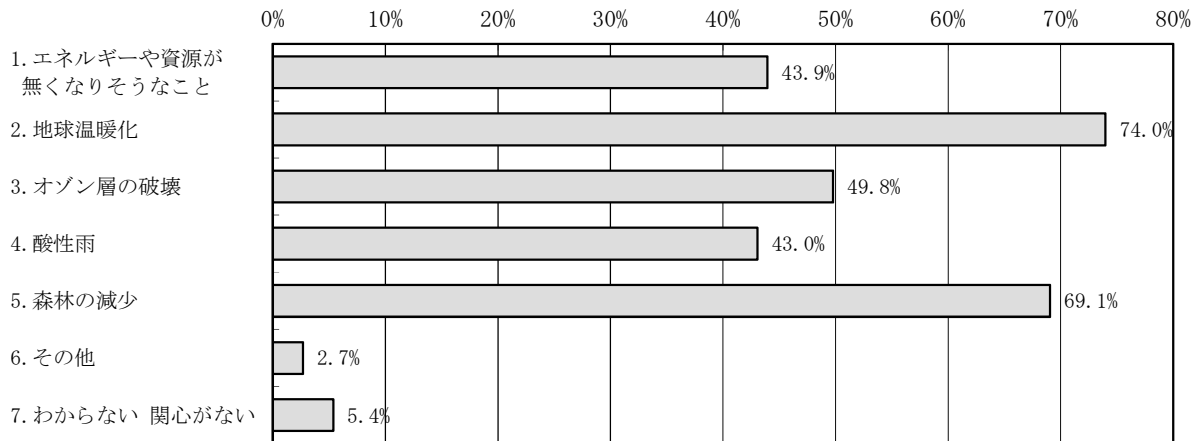
(10<sup>18</sup>J) 図 23 国内の部門別最終エネルギー消費量の推移



資料：エネルギー白書 2011（経済産業省資源エネルギー庁）

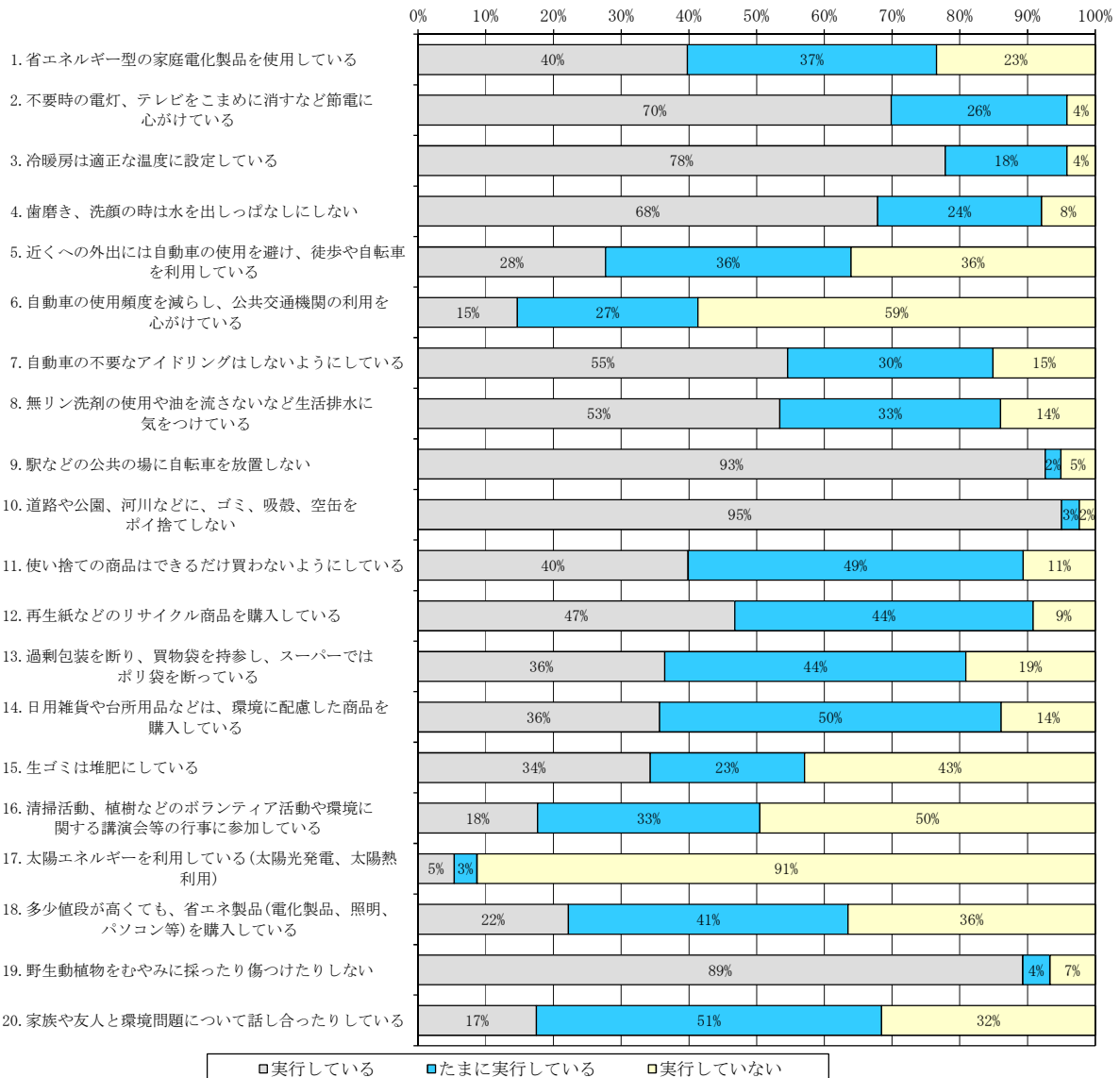


図 24 関心のある環境問題



資料：平成 22 年度小学生アンケート調査結果

図 25 環境に配慮した行動



資料：平成 22 年度市民アンケート調査結果

## 施策の方向

- ・ 温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギー・省資源の取り組みを促進します。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 公共施設の電気、ガス、燃料、水道等の節約を徹底します。
- ② 節電や節水等の省エネルギー・省資源に関する啓発と情報提供を促進します。
- ③ 自動車のエコドライブや相乗りを推進し、買換えの際は低公害車の導入を促進します。
- ④ 省エネルギー機器の補助金等情報を提供し、省エネ住宅の普及促進に努めます。

#### 市民の役割

- ① 家電等の買換えの際は、省エネルギー型・節水型を選択します。
- ② 自家用車の購入時には、低公害車の導入について検討します。
- ③ 家庭でのこまめな消灯、風呂の残り湯使用等の節電、節水に心がけます。

#### 事業者の役割

- ① 効率のよい生産工程や省エネルギー型の設備の導入に努めます。
- ② 低公害車（大型車・特殊車両含む）の導入に努めます。
- ③ 事業活動での節電、節水に努めます。

## (2) 森林保全

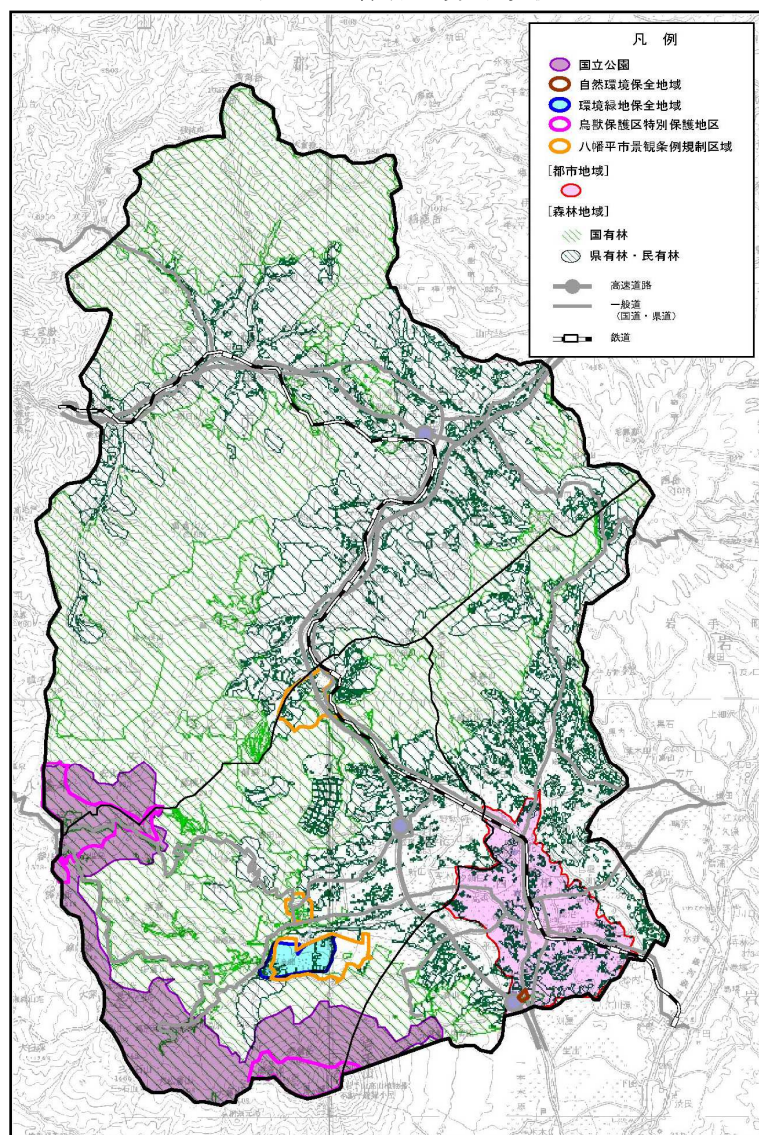
### 現況と課題

市内には総面積の約 74%を占める広大な山林を有します。森林は二酸化炭素の吸収源であると同時に、古くから木材や燃料として用いられてきました。また、空気や水を浄化する働き等多くの機能を有します。

現在、木材価格の低下や後継者不足等により、間伐等の森林整備が十分に行われないなど森林の荒廃が危惧されています。

二酸化炭素吸収源としての機能向上と木材の品質向上を図るため、森林の適正な管理を行い、また、間伐材等の利用を促進し、地産地消を図ることが求められます。

図 26 森林の分布状況



資料：岩手県統合型地理情報システム

## 施策の方向

- ・ 二酸化炭素の吸収源である森林の適正管理と有効利用を促進し、林業の活性化を図ります。

※目標指標 ・ 間伐延面積：1,523ha (H22) ⇒2,412ha (H27)

・ チップ消費量：1,974m<sup>3</sup> (H22) ⇒3,600m<sup>3</sup> (H27)

## 推進に向けた 取り組み内容

### 市の役割

- ① 森林の適正管理を促進し、二酸化炭素の吸収能力を高めます。また、良質な木材の生産により林業の活性化を図ります。
- ② 間伐材等の有効利用と市産材の利用促進を図ります。
- ③ 植樹等の森林保全活動等の推進に努めます。

### 市民の役割

- ① 薪・ペレット\*ストーブの導入等による間伐材等の利用に努めます。
- ② 住宅の新築・増改築には、市産材の使用に努めます。
- ③ 植樹等の森林保全活動へ積極的に参加します。

### 事業者の役割

- ① 林地残材\*や製材端材等の有効活用に努めます。
- ② 市産材の率先使用に努めます。

ペレット：間伐材や廃材を粉末にし、粒状に固めたもの。

林地残材：立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材のこと。

### (3) 自然エネルギー

#### 現況と課題

市内には日本で最初の地熱発電所である松川地熱発電所があるほか、北ノ又発電所や明治百年記念公園小水力発電\*所など、多くの小水力発電所があり、自然エネルギー利用が盛んな地域となっています。

また、平成20年に策定された八幡平市地域新エネルギービジョンに基づき、チップボイラー\*等の自然エネルギーの導入が行われています。

市内の豊富な自然エネルギーの有効利用を促進し、エネルギーの地産地消を推進することで、災害に強いまち、地球環境にやさしいまちを構築していく必要があります。

表 14 市内の発電状況

種類	発電所	発電出力(kW)	年間発電量(千 kWh)	開始年次	事業所名
地熱発電	松川地熱発電所	23,500	127,053	S41年	東北水力地熱(株)
水力発電	北ノ又発電所	7,000	43,401	S58年	岩手県
	北ノ又第二発電所	3,400		H元年	岩手県
	松川発電所	4,600	21,630	H8年	岩手県
	柏台発電所	2,700	11,852	H14年	岩手県
	北ノ又第三発電所	61	408	H22年	岩手県
	明治百年記念公園小水力発電所	9.9	50	H23年	八幡平市
計		41,271	204,394		

資料：岩手県統計年鑑、東北水力地熱(株)資料、八幡平市資料

表 15 公共施設自然エネルギー導入状況

種類	台数	出力	導入場所	導入年度
チップボイラー	1	100kW	安代林業センター	H15年
	1	400kW	岩手山焼走り国際交流村	H22年
ペレットストーブ	1	—	安代林業センター	H15年
	2	—	安代総合支所	H15年
	1	—	岩手北部森林管理署	H16年
	1	—	八幡平市博物館	H19年
	1	—	松尾歴史民族資料館	H20年
小水力発電	1	—	明治百年記念公園小水力発電所	H23年
太陽光+風力発電	1	—	JR松尾八幡平駅前の防犯灯	H20年
	1	—	大更公民館前の街灯	H21年
雪氷冷熱*	1	—	雪冷房リンドウ培養育苗生産施設	H20年

資料：岩手北部森林管理署資料、八幡平市資料

小水力発電：発電出力が1万kW以下の比較的小規模な水力発電の総称。ダムのような大規模構造物を必要とせず、小規模の流量や段差で発電することができる。

チップボイラー：チップ化した木材をそのまま燃料にし、暖房や温水をつくるボイラーのこと。

雪氷冷熱：天然の雪氷、寒冷な外気を利用して作る氷、人口凍土等を由来とする冷熱のこと。

## 施策の方向

- ・豊富な自然エネルギーの有効利用を促進します。

※目標指標 ・電力供給量：41,261kW (H22) ⇒43,000kW (H27)

・チップ消費量〔再掲〕：1,974m<sup>3</sup> (H22) ⇒3,600m<sup>3</sup> (H27)

## 推進に向けた 取り組み内容

### 市の役割

- ① 国や企業等と連携し、地熱発電・木質バイオマス\*発電等自然エネルギーの利活用に向けた調査研究を推進します。
- ② 公共施設における地中熱や太陽光等の自然エネルギー利用に努めます。また、市民や事業者に対し、自然エネルギーの利用普及を図ります。

### 市民の役割

- ① 高効率給湯機\*や地中熱ヒートポンプ\*、太陽光発電等の導入に努めます。
- ② 薪・木質ペレット等のバイオマスエネルギーの有効利用に努めます。

### 事業者の役割

- ① 自然エネルギーの利用に努めます。
- ② 薪・木材チップ等のバイオマスエネルギーの有効利用に努めます。

木質バイオマス：薪、炭、チップなどの燃料のこと。

高効率給湯機：エネルギーの消費効率に優れた給湯器のこと。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型(通称エコジョーズ)・ガスエンジン型(通称エコウィル)・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ型(通称エコキュート)などがある。

ヒートポンプ：熱を温度の低い所から高いところに汲み上げ、その熱を利用するためのシステムのこと。電力を熱源として使わずに、冷媒を圧縮・膨張する動力として利用する。地中熱ヒートポンプは、地中や地下水、河川水等を熱源としたヒートポンプシステム。



## 基本目標-5

### 協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち）

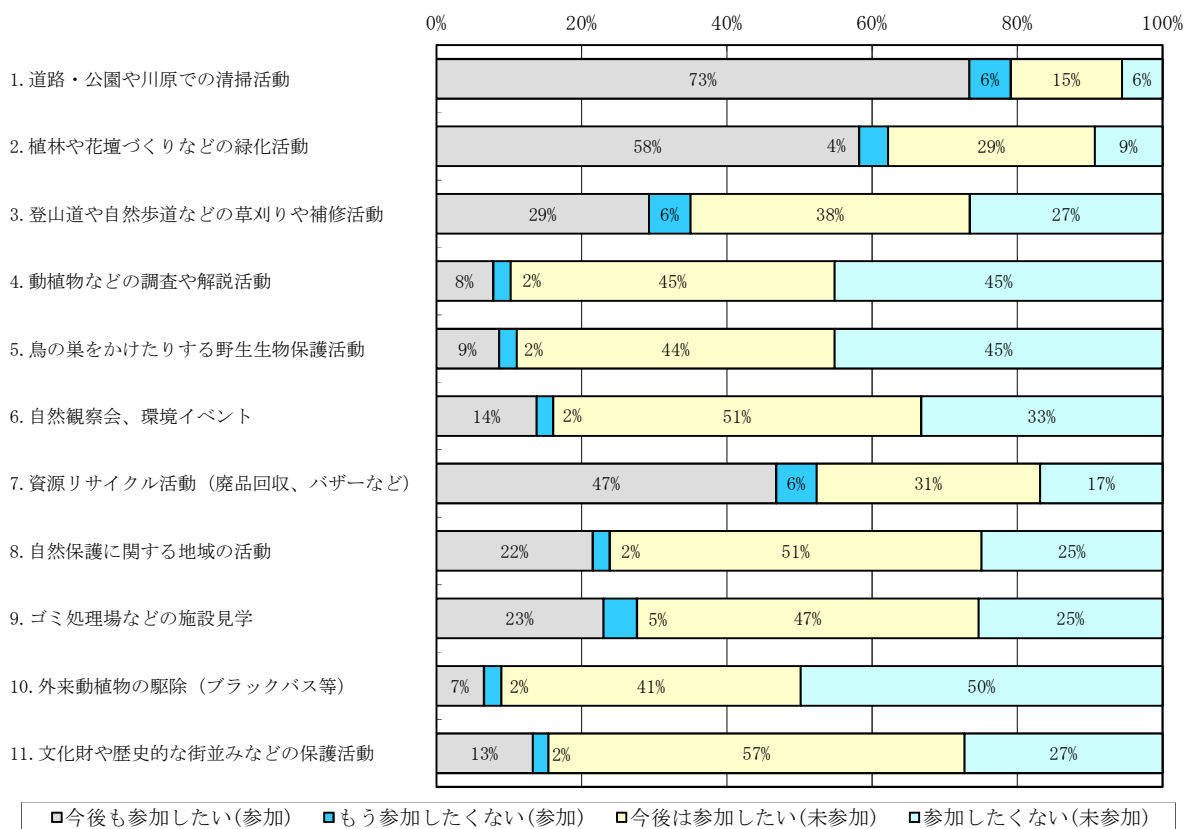
#### (1) 環境保全活動・環境教育

##### 現況と課題

市民に身近な環境問題は、個人の意識やモラル\*の低下が原因とされるものがほとんどです。このことは、子どもの頃からの環境教育が特に効果的であることから、教育現場では水生生物調査等の豊かな自然を活用した環境学習が実施されているほか、森林愛護少年団等の学校外での活動も活発に行われており、児童・生徒の環境保全に関する意識が定着しつつあります。また、市内のNPO\*法人や企業、公的機関等においても環境保全に関する取り組みが行われており、市民や事業所にも環境保全に関する意識が根付いているものと考えられます。

今後も、「地域の環境は、地域で守る」という意識をみんなで共有するため、環境保全活動や環境教育を推進し、体験学習の充実、環境保全活動に取り組む団体の継続的な支援、情報提供等を図る必要があります。

図 27 環境保全活動等への参加状況及び参加意向

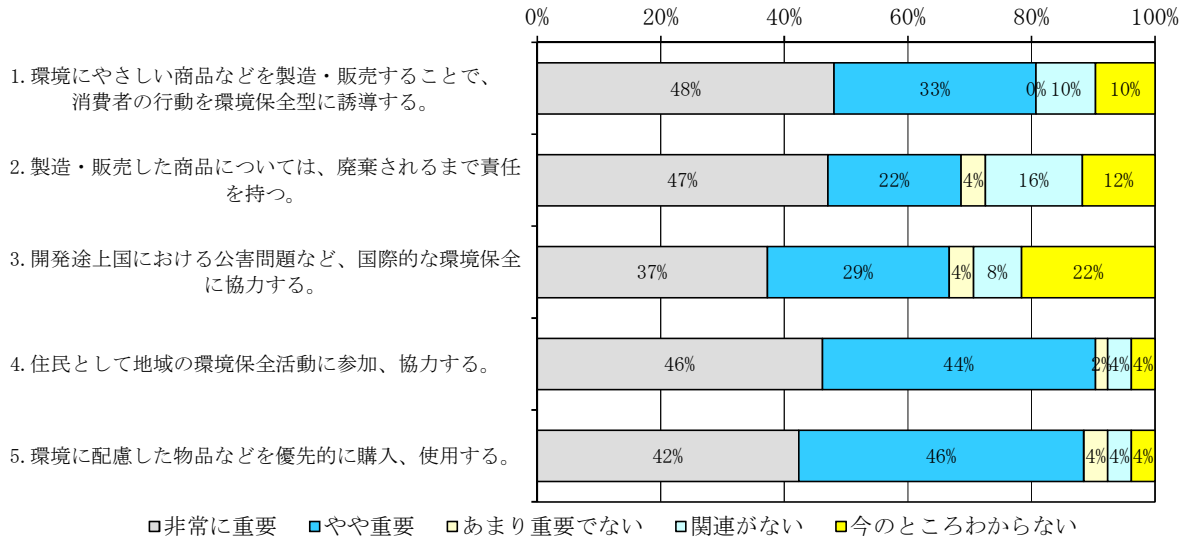


資料：平成 22 年度市民アンケート調査結果

モラル：道徳、倫理、習俗のこと。

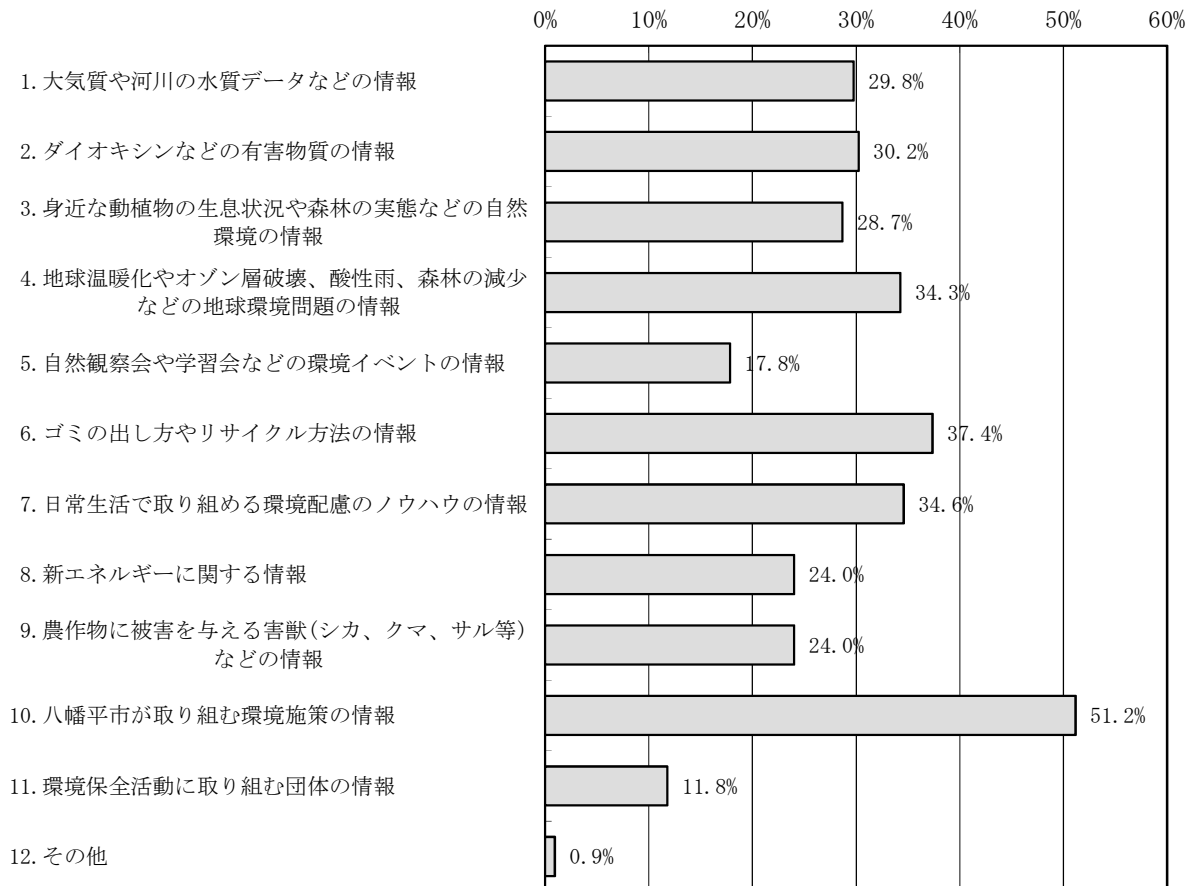
NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人のこと。

図 28 環境保全に対する企業の役割



資料：平成 22 年度事業所アンケート調査結果

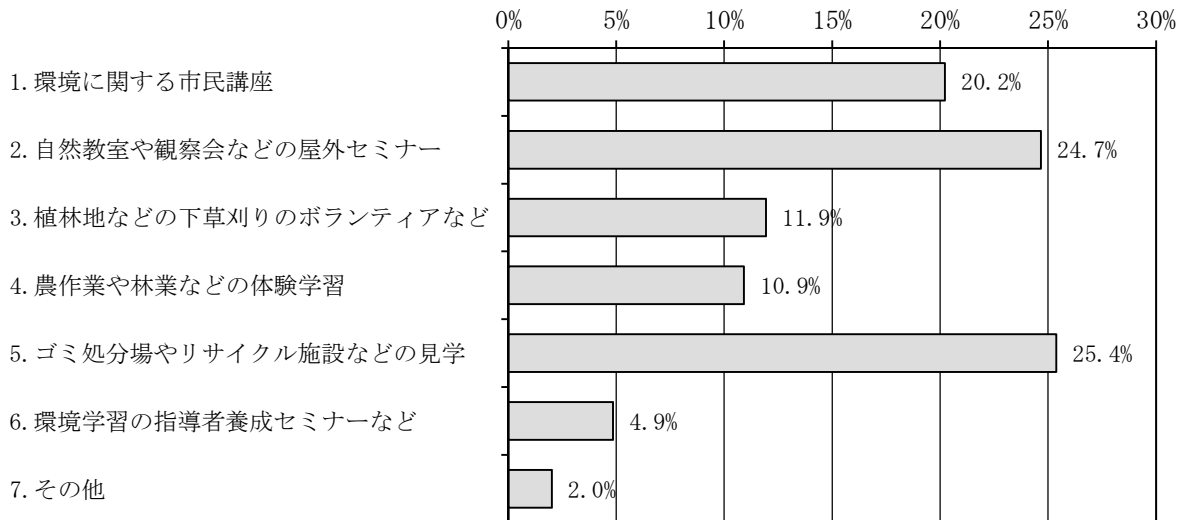
図 29 知りたいと思う環境情報



資料：平成 22 年度市民アンケート調査結果



図 30 参加したい、興味をもてる環境学習



資料：平成 22 年度市民アンケート調査結果

## 施策の方向

- ・環境教育と啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市の役割

- ① 環境教育や協働取組を推進します。また、連携体制の構築を図ります。
- ② 環境に関するイベントや講習会等の開催を図ります。
- ③ 環境保全活動への支援と人材育成を図ります。
- ④ 環境に関する情報の収集・発信を促進します。

#### 市民の役割

- ① イベントや講習会等に積極的に参加します。
- ② 環境保全活動に関わる人材の育成講座等に参加します。
- ③ 地域の環境保全活動やボランティア\*活動等に参加します。

#### 事業者の役割

- ① 事業所内での環境教育を行い、環境保全活動に関わる人材の育成を図ります。
- ② 環境マネジメントシステム\*の導入やこれに準じた取り組みに努め、環境に配慮した活動を行います。
- ③ 環境保全活動や自然観察会の参加等に努め、地域の環境保全に貢献します。

ボランティア：自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする事。

環境マネジメントシステム：企業や団体等が、環境保全に配慮した活動を行うための手順や体制、手続き等の仕組みのこと。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

環境基本計画の推進に当たっては、市民・事業者・民間団体・行政がそれぞれの役割を実行できるよう連携を図ります。

#### ① 八幡平市環境審議会

市長の諮問機関である「八幡平市環境審議会」は、知識経験者、関係団体代表者、関係行政機関職員、公募委員等で構成され、計画の進捗状況について評価し、必要に応じて計画の課題、取り組み方針等について審議を行います。

#### ② 市（行政）

市は、施策を推進し、自らも環境保全に関する取り組みを率先的に行います。また、計画の進行管理、環境審議会への報告、計画の進捗状況の公表等を行い、市民や事業者の意見を施策に反映するように努めます。

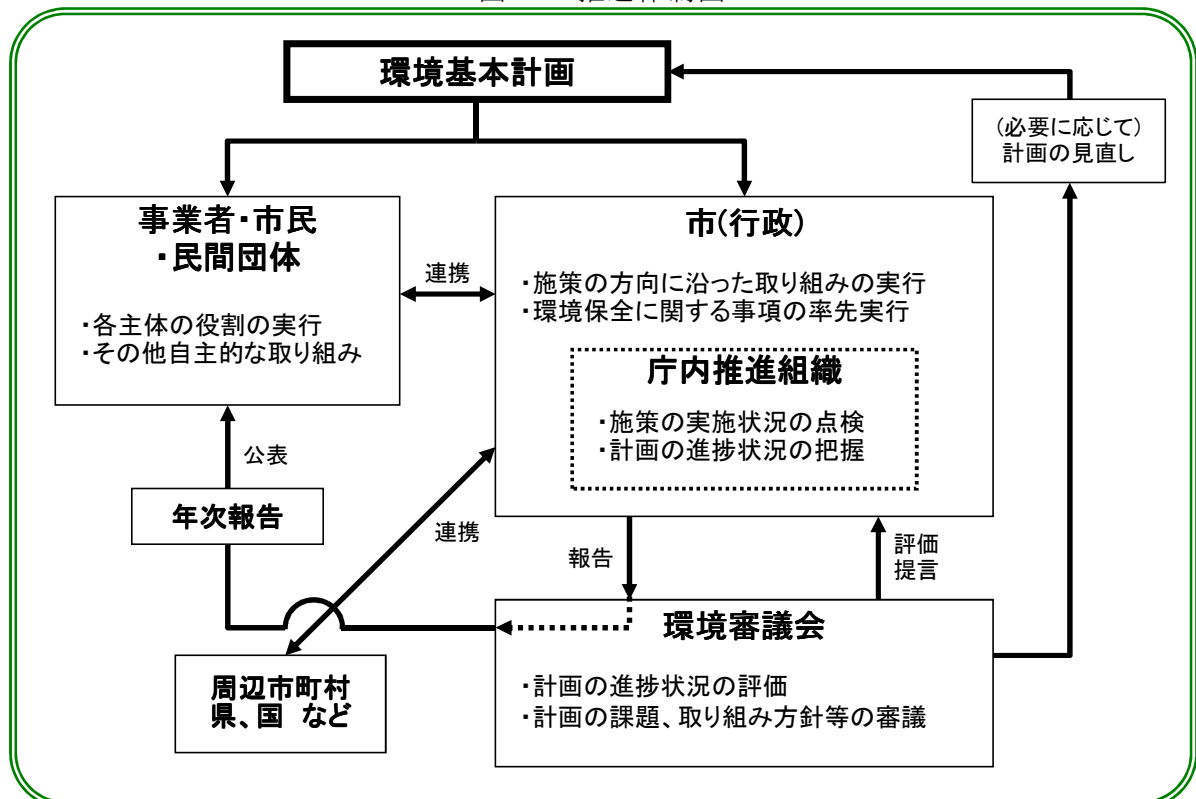
#### ③ 市民・事業者・民間団体との協働

市民・事業者・民間団体は、自らの役割の実行と、市の施策に協力するものとします。また、各々の立場において自主的に取り組みを行うものとします。

#### ④ 県及び他市町村との連携・協力

県が行う市内の開発・整備事業について、可能な限り環境基本計画に配慮した事業が行われるように連携・調整を図るとともに、市単独で対応できない問題や災害時等の環境保全も考慮した県内外の市町村との連携・協力を図ります。

図 31 推進体制図



## 2 進行管理

計画を着実に推進するためには、進捗状況を定期的に点検・評価する事が必要であることから、計画・実行・点検の手順を毎年実施することで、計画の目標指標の達成や目指す環境像の実現を図ります。

本市の環境の状況や計画に基づき市が講じた施策の実施状況は、年度毎に取りまとめたうえで環境審議会に報告し、年次報告として市民等に広く公表します。

また、社会情勢の変化や環境の動向、環境審議会等からの提言等、必要に応じて計画を見直すものとします。

図 32 進行管理のフローチャート

